

平成20年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年9月5日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成20年9月12日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	散会	平成20年9月12日 午後4時36分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留 美 子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊 佐 男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	山口 久義
	副市長	古賀 一也	こども課長	井上 嘉徳
	教育長	杉崎 士郎	産業建設課長	宮崎 和則
	会計管理者	山口 克美	学校教育課長	福田 義紀
	嬉野総合支所長	岸川 久一	社会教育課長	
	総務部長	森 育男	総務課長(支所)	坂本 健二
	企画部長	田代 勇	市民税務課長(支所)	徳永 賢治
	健康福祉部長	大森 紹正	新幹線整備課長	須賀 照基
	産業建設部長	江口 幸一郎	観光商工課長	一ノ瀬 真
	教育部長	桑原 秋則	健康福祉課長	江口 常雄
	総務課長(本庁)	片山 義郎	農林課長	松尾 保幸
	財政課長	田中 明	建設課長	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(本庁)	中島 直宏	環境下水道課長	池田 博幸
	企画・企業誘致課長	三根 清和	農業委員会事務局長	松尾 龍則
	地域づくり課長	中島 文二郎	水道課長	角 勝義
	福祉課長	近藤 ヒデ子		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

平成20年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成20年9月12日（金）

本会議第4日目

午前10時 開議

日程第1 一般質問

順次	通告者	質問の事項
1	大島恒典	1. 茶業振興について 2. 教育に関する問題について 3. 防災計画について
2	神近勝彦	1. 水道事業について 2. 新幹線整備について 3. 市の財政と観光施策について
3	川原等	1. バリアフリーの整備について 2. 塩田津（浦田川）消防水利の確保について 3. 下水道（汚水処理）施設の今後について
4	西村信夫	1. 裁判員制度について 2. 後期高齢者医療保険料の口座振替について 3. 上久間線廃止について 4. 社会文化体育館建設について
5	秋月留美子	1. 農商工連携の取り組みについて 2. 政策形成について 3. ふるさと納税について 4. まちなかの清掃について 5. 女性・子ども家庭支援センターについて 6. ブックスタートについて 7. 図書館の整備について

午前10時 開議

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日、大変お疲れさまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。2番大島恒典議員の発言を許します。

○2番（大島恒典君）

議席番号、2番大島でございます。議長の許可を得ましたので、ただいまより通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

本日は、まず茶業振興について、教育に関する問題について、防災計画について、大きく3点お伺いしたいと思います。

まず、茶業振興について。

今年産の荒茶価格の状況については、過去3年間の価格の推移から見ても非常に厳しい展開となり、また、追い打ちをかけるような原油高の高騰による燃料代の上昇や、原料資材の供給不足による肥料代の値上がりなど、来年産の荒茶の価格、また、これからの基幹産業である嬉野茶を考えた場合に、非常に危機感が感じられます。そういった中、今まで地域の核となって茶の生産を引っ張ってこられてきた認定農業者の中でさえ半数以上の方が、将来的に茶業を続けていくのか、また、子供たちに引き継がせてよいものか迷っておられると聞き及んでおります。市長も生産者とのいろいろな接触の中で肌で感じておられることとは思いますが、この状況に対してどのように認識しておられるのか、お聞きいたします。

2点目、教育に関する問題について。

今年度4月に、全国的に子供たちの学力、学習状況を把握するために19年度に引き続き2回目の全国学力・学習状況調査が小学校6年生と中学3年生を対象として行われ、その分析結果は8月に文部科学省より公表されました。この結果を受けて、これからの嬉野市における教育にどう生かされていくのか、また、この調査自体に対して教育長としてどのように感じておられるのかをお伺いしたいと思います。

次に3点目、防災計画について。

近年、日本全国において頻繁に発生している集中豪雨による被害には、今までに想定されていた以上の雨量が観測されており、この原因としては地球温暖化による影響などが言われており、不安定な山岳丘陵地帯が多く、がけ崩れや土砂崩れが懸念される嬉野地区、また、これまでも何度となく水害を受けてきた歴史がある塩田地区を持つ嬉野市にとっては、早急に市民に対して防災に対する啓発を促し、もしも災害が起きた場合には被害を最小限に食いとめる必要があると考えております。昨年度、嬉野市地域防災計画を策定されておりますが、その後の防災計画について何か取り組まれているのか、お伺いしたいと思います。

以上3点、壇上での質問といたします。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。2番大島恒典議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては大きく3点でございます、1点目が茶業振興について、2点目が教育に関する問題について、3点目が防災計画についてでございます。

まず、1点目の茶業振興についてお答え申し上げます。

嬉野市の農業の基幹作物であります嬉野茶につきましては、ことし全国ほぼ同じ時期に生産されたために、静岡、鹿児島など大産地の価格が低迷し、全国に影響が出たところがございます。嬉野におきましては、例年より味のよい、うまみの乗ったお茶が生産されました。価格につきましては、4月末から連休前までは他の産地と比較して嬉野だけと言われるほど堅調でございました。しかしながら、連休に入りましてから他の産地同様、価格が低迷をいたしました。かぶせにおきましても健闘はいたしておりましたけれども、終盤にかけて価格が下がってしまったところがございます。また、二番茶につきましても千円を超えるものが少ない状況でございました。三番茶につきましては、ほとんど生産されない状況でございました。厳しい茶価格でございましたけれども、特産の釜炒り茶につきましては厳しいながらも評価できる価格だったと考えております。私もほとんど毎晩、茶工場を訪問させていただきましたが、燃料費の価格高騰もあり、大変苦勞されたものと受けとめております。お茶商社の方々とも情報交換をいたしておりますが、価格低迷の原因につきましては、消費地の景気の低迷により消費がほとんど進んでいないとのことであり、消費地の商社の売れ行きの低迷が全国的に低価格を引き起こしたものとされており、今後、しばらくはこのような動きが続くのではと言われておるところでございます。

九州茶産地の市町協議会におきましても、全国茶業中央会が推進いたしております「急須でお茶を」の活動を推進するよう努力いたしております。しかしながら、厳しい中でも後継者とともに努力され、例年並みの成績を上げられた生産者もおられますので、研修センターを利用していただきながら産地としての名声を堅持できるよう努力いたしたいと思っております。

また今回、佐賀県茶商工業協同組合及び西九州茶連により嬉野茶が登録されましたので、安全、安心のお茶づくりを推進してまいりたいと思っております。

2点目の教育についてお答え申し上げます。

今回の発表によりますと、学年、学科により違いはありますが、嬉野市は全国平均に到達しているものと考えております。今回の調査につきましては、比較して競争させることが目的ではなく、すぐれているところ、おくれているところを把握することにより将来の指導方針を探っていくために実施されたもので、学校現場で結果を分析し、指導方法の研修などに御利用いただけるものと思っております。

このことにつきましては、教育長からもお答えをいたします。

次に、3点目の防災計画についてお答え申し上げます。

最近、以前には見られなかった集中豪雨の状態に近い降り方や以前はなかった竜巻の発生など、地球の温暖化が原因と言われている災害が発生いたしております。先日、佐賀市で

は、今まで浸水したことの無い地区も浸水し、大きな被害が発生いたしております。また、ことしからは土砂災害警報も発令されるようになり、今後も緊急時の対応が求められております。ことしも各地区から出されました災害危険箇所の点検をいたしました。各地区の行政嘱託員や関係者の御協力をいただき、佐賀県、警察、消防、議会からも御参加をいただきました。ことし初めてでございましたけれども、気象台から講師をお招きして天気図や災害警報図の見方、読み方につきましても研修を行ったところでございます。

議員御発言のように、昨年度、関係機関に御参加をいただき嬉野市防災計画をつくったところでございます。計画に基づき防災体制と緊急対応への体制をつくっております。市役所内部の体制の整備、嬉野市内関係機関との緊急災害体制の整備、嬉野市外関係機関を含んでの緊急災害体制づくりを行っております。また、水防資材の確認、消火資材の拡充なども行っております。災害発生時の市民の皆様への広報手段の確認や避難場所の確認なども行っております。先日は、ことし3月に発表されました嬉野市内の浸水被害予想につきましても研修会などを行ったところでございます。

次に、新型インフルエンザ対策につきましても連絡網の確認、またマスク、手袋など非感染対策の資材の購入などもいたしておるところでございます。いずれにいたしましても、昨今のニュースを見ておりましても、災害はいつでもどこでも発生する可能性があることを前提に対応しなければならないと考え、対策をとりたいと思います。

以上で大島恒典議員のお尋ねについてお答えといたします。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

2問目の全国学力・学習状況調査の結果の生かし方、所見についてお答えを申し上げたいと思います。

本年4月22日に、第2回目の全国学力・学習状況調査が実施されました。この調査の目的は、児童・生徒の学力全体を調査するのではなくて、日ごろの学校教育の工夫、改善に反映させることをねらいとして実施されたものであります。したがって、各学校におきましては、この調査結果を受けて授業等の工夫、改善に生かしているところでございます。

本市教育委員会といたしましては、この調査結果を受けて、各学校に対して調査結果の詳細な分析による実態把握を行うこと。明らかになった学校の弱点部分については改善策を講じること。改善策の成果については評価及びさらなる改善を行うこと。また、このような取り組みについては、何らかの形で保護者の方に御説明をすることなどを指導しております。特にプラン・ドゥー・シーと言われます計画、実践、評価、改善といった、いわゆるPDCAのサイクルの充実により、授業改善へのアプローチをするように指導してきているところでございます。

次に、本調査に係る所見でございますけれども、調査によって測定できることは一部の学年の一部の教科であるため、学力の特定の一部であることから、この調査結果が直ちに全教科、全領域に反映できるものではないと思っております。

ただ、この調査は、子供たちの家庭での生活の様子、例えば学習時間でありますとか、睡眠時間でありますとか、テレビ視聴の時間などについても調査されておりますので、これらの学習習慣と学習結果との相関関係については、多角的な把握が可能になるものと考えておりました。重要な示唆を与えてくれる調査ではないかと認識しているところでございます。

以上、お答えといたしたいと思っております。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

それでは、2回目の質問に移りたいと思っております。

今年産のお茶の状況は、6月議会のとき、また今議会においても再三問題点などが指摘されておるわけで、その部分は省略させてもらいたいと思うわけですが、実際、きのうの田中議員の指摘にもあったように、日本全国のリーフ茶の市場がしぼんでしまっている、それが一番の荒茶価格の低迷につながっている、これは市長も認識が同じだと思います。

それで、今は本当、市場自体がペットボトルの茶の飲料市場で動いているわけですね、数社の大手メーカーによって。静岡の価格が落ちたというのも、やっぱりそういうところの大手メーカーの動きによって大分価格に変動があったということを知っております。そういう中で、鹿児島では生産量の4分の3がペットボトルの原料向けということで、農業開発総合センターの調べでは、今年度は10アール当たり510千円から448千円まで落ち込む見通しとされているわけですね、あの鹿児島でさえも。

そういった中、このまま量産推進に力を入れていたんじゃないかということで茶のブランド化に活路を見出そうとしているわけです。そこでお聞きしたいのは、先ほど市長もお話しになりました嬉野茶のブランド商標が特許庁より認証を受けられたと聞いておるわけですが、今回認証を受けられた目的というのを一応お聞きしたいと思っておりますけど。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回、地域ブランドの商標登録ができたわけでございまして、これにつきましては、この制度ができましたときに、できるだけ早期にということで動いたわけでございます。これは申請する、いわゆる母体の制限がございまして、今回、佐賀県の茶商組合さんと、それから西九州茶連の合同申請ということでとっていただいたわけでございます。

以前、茶の産地偽装問題が全国的にも発生した時期がございました。そのときに実は、嬉野茶の名前を使うということにつきましては協議がなされまして、佐賀県と長崎県で生産されるものにつきましては嬉野茶としてブランド名を使っていこうということにはなっておりましてけれども、それが確実に、いわゆる今回の登録によってなされたということで喜んでおるところでございます。そういうことでございますので、今後は登録商標ができましたので、その商標に劣らないだけの良質のお茶をつくっていかねばならないというふうに考えておるところでございます。

また、統一のキャンペーン等も非常にしやすくなったというふうに思っておりますので、ブランドの登録を十分生かしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

わかるわけですよ、県の茶商工業協同組合と茶連が一緒になってとられたわけですから、佐賀県、長崎県のお茶が嬉野茶として今から出ていくわけですけど、これは結局、何と申しますか、対外的に嬉野茶の名前を守るためにというのですかね、嬉野茶のブランドを商標登録されたということで認識していいわけですよ。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

そのように認識をいたしております。当日、発表のときにも関係者の方からごあいさつとしてございましたけれども、この前、新聞報道等でもあってございましたけれども、中国あたりでも、いわゆる日本国の産地の名前を勝手に登録するというふうなことが起きているわけでございますので、そういう点でも国内については、私どもの嬉野茶のブランドの登録ということが今後大きな力を持っていくというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

守りといいますか、そういうために認証を受けたということはわかるわけですよ。しかし、やっぱりブランドとしてせつかく商標を取ったなら何か守りじゃなく、攻めの活用ができないかということね。例えば、一定のルールをつくって、これが嬉野茶だという認証をしたやつにはシールを張って出荷するとか、そういう動きができないかと。今、まだ認証され

たばかりですから、これからいろいろ考えていかれると思いますけど、そこら辺についてどうお考えかお聞きしたいと思いますけど。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

ぜひそのように取り組んでいただきたいと思いますし、また、そのようなことにつきましては私どもとしても一緒に努力をしていきたいと思っております。

それで、西九州茶連の参事さんともお話をしておりますけれども、まず、茶連さんといまして商社の方と一緒に協議をされまして、いわゆる登録証が参っております。その登録証をコピーなり印刷なりして、そして現物は出せませんので、このようなことで登録ができましたということをそれぞれの関係者の方にお配りをしていただいて、そして、十分このブランド力を高めていこうということは話をしておられましたので、早速そういうことは取り組んでいただけるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

登録証をコピーして各小売店さんに、嬉野茶を扱っていらっしゃるところに出すということだと思うんですけども、せっかくこのブランドづくり、来年、嬉野のお茶の九州大会が開催されるわけですから、何かそういった差別化商品というか、ブランドを意識したお茶ができないかなあと思って、こういう質問をしているわけですけど。

先ほど言いました、コスト的には安くできる鹿児島地区でさえもペットボトルの原料に押されてしまって、もうこのままじゃだめだということで、ブランド化を進めていこうということで頑張っておられるわけですね。ですから、そういう認証を小売店さんにやる。ただやるというだけじゃなくて何か新しい取り組みができないか、そこら辺は行政と茶連さんとか茶商さんとか話し合いをされて進めていってもらいたいと思っております。

しかし、やっぱり問題点も多いわけですね。今からここを煮詰めていかにやいかんわけですけど、佐賀、長崎いっぱいのお茶が嬉野茶として流通するわけですからどこからどこまでという線引きとか、いろいろ問題があるわけですけど、本家本元の嬉野ですので、よろしくお願ひしたいと思いますけど、そこら辺どうですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先日、記者発表の席でも話が出ておりましたけれども、今のところ登録されている方が、この圏域内で農家約3,000戸あるということでございます。しかしながら、そのうちの3分の2は佐賀県地区でございますし、特に嬉野が中心になっておるところでございます。また、生産量も当然私どものほうが相当多いわけでございますので、その点では嬉野がやはり努力するということが、このブランドの確立につながっていくということはもう間違いないわけでございますので、そういう点では引き続き努力をしていきたいと思っております。やはり良質のお茶を生産していただいて、それを商社の方が責任を持ってしていただくということでございます。

私も非常に喜んでおりますのは、今回、登録商標の出願ということにつきまして、生産者の団体と、それから、いわゆる販売をされる商社の団体が一緒に登録をされたということでございまして、その点では本当に連携としてはうまくいったのではないかなと思っておりますので、そこら辺については私どももしっかり御支援をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

ぜひそこら辺よろしくお願ひしたいと思っております。本当に嬉野茶の厳しい状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

9月に出されたものですから、急遽質問を変えたものでちょっとこのくらいしか言えませんが、きのうの田中議員の質問の続きではありませんが、野副議員もおっしゃいましたけど、これがやっぱりお茶だけでなくほかの作物も視野に入れて特産物としてつくっていくかにかいかんと思うわけですね。今までどうしても生産者というのは、お茶がよかっただけにお茶の上にあぐらをかいていたというか、なかなかほかの作物を取り入れようとする気持ちがどうしても薄かったように感じるわけですね。しかし、ここ4年の状況を見てみますと、やっぱり何かせにかいかんということで生産者の方も考えておられますので、何かこういった取り組みができないかなと思っておるわけですね。そこら辺についてどう思われますか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

既にそういうことで、法人化されたところにつきましては昨年からの取り組みをしていただいておりますのでございまして、野菜の作物を、いわゆるお茶の時期以外につくっていく

ということで取り組みをしておられます。ことしも植えつけ等をしていただいたということで、先日もお会いしましたが、まだ大きな売り上げにはならないということでございますけれども、議員御発言のように、お茶プラスやはり何かをやっていくということで、組合全体で取り組もうということで今動いておられますので、非常に注目をいたしておりますし、また、団体のほうも一応それについては支援をしていこうということで、嬉野だけで野菜をつくりましても、いわゆる量的には非常に少ないもんですから、鹿島とか武雄とかそういうところまで一緒に出荷できるような作物を協力していこうということで既に動きが始まりました。そういう点は非常に注目しておりますので、今後私たちもそこらについては、ぜひ伸びていくように、いろんな形で御協力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

出荷できるような作物をつくるのもやっぱりいいんですけど、先日、観光組合と議員とで話し合いをやったわけですけど、そのときに旅館さんとか観光業も本当、今、嬉野は厳しい状態ですね。そういった中で出荷できるような作物をつくるのもいいんですけど、観光業含めて何か農業者と一緒になった取り組みができないかと思うわけですよ、地域力といいますかね、みんな一緒になって取り組む、そういうことができないかなと思っているわけです。

最後になりますけど、冒頭、茶業を続けていくのか迷っておられると申し上げたわけですけど、気持ちは確かにそういう気持ちであられても、実際、お茶をやめるということはできませんよね、借入れ関係とか、どうしてもお茶で残っていかなければいけないわけですから、その点で最終的には生産者の自助努力になるわけですけど、そこら辺について、今までも旧町時代からお茶に対してはいろいろ御支援をいただいたわけですけど、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして次、2項めの教育関係についての質問に移りたいと思ひます。

先ほど教育長からお話がありましたけど、学力全般をはかる試験ではなかった。結局、調査ですからね、学力、学習調査。この中で、私は小学校、中学校における公教育については、子供たちに基礎的な学力、学ぶ力、喜びもつけさせて卒業させてあげることが必要不可欠だという思いで、この質問をさせていただくわけですけど、今回、19年度のテストにおいても指摘されましたように、上位の子供と下位の子供が19年度に比べてもっとふえておるわけですね。上位と下位の部分の数が多くなっているわけですよ。これも学力の二極化の進行が浮き彫りになったと言われておるわけですけど、教育長はその辺どうお考えですか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

今の大島議員の学力の二極化の話でございますけれども、まず、19年度と20年度の比較というのが非常にできづらくあります。というのは、昨年度よりもことしの20年度の学力内容調査が、いわゆるレベル的に難易度が上がっております。ですから、単年度ごとの比較しかできないということです。したがって、嬉野市と佐賀県、あるいは全国ということの比較でございます。そういうところからいきますと、19年度と20年度との全体的な比較をいたしますと、嬉野市では20年度では非常にポイントが上昇をしているということが言えるのではないかと。

特に、議員御発言の中に、基礎的、基本的なものということでございますので、小学校6年生、中学3年生の基礎的なA問題については、やはり小学校も中学校も、県よりも全国よりも嬉野のほうが上でございます。中には5ポイント以上も高くなっている部分もございまして、学年、学級、学校によって多少ばらつきはありますけれども、そういったことで、二極化が大幅に進んでいるというようなことは余り感じとれない結果ではないかと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

二極化は余り進んでいないということですけど、ある新聞の論評で、家庭の経済力による経済格差がそのまま子供たちの学力に結びついていると書かれておまして、子供たちの将来を見たときに、この格差の固定化というものが小さいころの環境によって決まってしまうというのだから、やっぱり下位の部分の子供たちを引き上げてやる、そういうことが必要だと思うわけですね。全国的に正答率が高い地域、学校取り組みについては、きめ細かい指導とか、また、自宅学習の習慣づけなどが上げられるとあったわけですけど、これは嬉野市においても少人数学級やチームティーチングなどが取り入れられておりますけど。

もう1つ、このテストの分析結果で、習熟度別の指導が大変効果があると。そういうことが学力の高い子にとっても低い子供にとっても効果的であるということが言われておるわけですね。今までも嬉野では、この習熟度別、部分的に取り入れられておったと思っておりますけど、今の習熟度別の学習指導がどうなっているか聞きたいと思っておりますけど。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

習熟度別の状況ということでないかと思っておりますけれども、この習熟度別の学習につきまし

ては、特に中学校においては、どちらかというと英語、数学は格差が非常に出てまいりますので、そういった意味では年間を通してしている部分もありますけれども、場合によっては中身の教科の分野、1分野だけを習熟度別に上、中、下というような形で子供たちが自主的に判断して選んでということですね、入るといふような指導を行っておる状況もございます。もちろん、中1、小1のTTというのもございます、そういう中では習熟度別も配慮しつつやっているというところもございますので、いろんな形で現場の実情に合っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

習熟度別にクラスを分けてしまうということは親のメンツとか差別につながるということで、なかなか難しい問題だと思いますけど、できる子とできない子、やっぱり分けて指導してやったほうが一番効果は上がると思うわけですね。そういったことで、やはりそっちの習熟度別をある程度組み入れた形での教育を行っていてももらえればと思うわけです。

もう1つ、今回も学習状況調査で生活習慣が学力に如実にあらわれていると、こういう報告がされておったわけですけど、一番気になったというか、思ったのが、毎日朝御飯を食べてくる子供は、食べてこない子供たちに比べて、すべての科目で正答率が21から18ポイント上回っているということでびっくりしたわけですけど、このデータは教育長も御存じだと思いますけど、どう思われましたか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

今のお答えでございますけれども、毎日朝食を食べていると。その部分の前に、「早寝、早起き、朝ごはん」というキャッチフレーズがございます。それと、自分で寝る時刻を決めて、さらに起きる時刻を自分で決めて、そして朝食を食べるといふの両方ですね。一般的に、朝食をしっかり食べれば学力は向上するんだとこれまで言われておりましたので、昨年あたりから嬉野では、それに基本的な生活習慣をプラスした形でやればもっと成果が上がるんじゃないかということで、今、各小学校ベースではお願いして取り組んでいただいております。確かにおっしゃるように、いわゆる朝食を食べない子供さんと食べてきている子供さんとの格差はトータル的に、データ的に出ておりますので、だから、そういったのは私も同感だろうと思います。

昨年12月に、嬉野市では独自に生活アンケート調査あたりをしておりまして、朝食をとっていないというのは本当、小・中合わせて1%ぐらいのものでございます。ただ、その1%

の家庭にも気をつけるようにということで、問題であるということで働きかけはしているところであります。

以上です。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

この学習、学力調査で2年連続、去年に引き続き秋田県がトップだったわけですね。そういったわけで、秋田県には行政関係とか教育者の視察がどんどん来ておるとい話ですけど。

ある番組を見ておって、東京の有名な進学塾の塾長さんが言われておったことは、生活習慣というか、生活環境が落ちついて暮らしている、秋田県の子供たちはそういう評価をされとったわけですよ。何が原因かなと思うわけですけど、やっぱりおじいちゃん、おばあちゃんとか、核家族が少ないから、普通お父さん、お母さんは忙しくてなかなか構ってやれんという面もありますので、そこら辺で、レベルが高い地域は秋田とか東北が結構多かったですね。そういったことで、やっぱり生活習慣というのが子供たちは一番大事なんじゃないかと思うわけです。

ですから、生活習慣が安定している子供たちの成績が高いということをもっと家庭のほうにこういう情報を出して気をつけてもらうとか、そういう取り組みをやってほしいと思うわけですけど、そこら辺、いかがお考えですか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

ただいまのは家庭あたりへの啓発ということではないかと思しますので、実は各学校に昨年、生活アンケート調査もしましたし、それから、これも今回出ておりますので、そういったものについては保護者等には十分啓発をしておりますし、実は私も先般、塩田地区の若返り大学あたりで嬉野市の今の子供たちというふうなことで御紹介を申し上げます。

それから、昨日あたりは嬉野のほうで老人クラブの研修会があつておまして、うちのほうの指導主事が出向いて、この学習状況調査の部分の生活状況を兼ねて学力との関係あたりもお話をしてくれているところで、そういった形で、いわゆる保護者のみならず地域の方々の御理解をいただいて取り組むというふうな形でPRに努めている状況でございます。学校におきましても、そういったことは今後PRを強めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

今回、テストについては賛否両論あって、文部科学省としては、まだ続けていく意向と聞いております。データはデータとして持っていたほうがやっぱり使いやすいですからいいわけですけど、また、結果自体を市町村別に公表するかとか、大阪の橋下知事なんかは教育委員会と今大変なことになっておるわけですけども、いずれにしても2回調査されたわけですので、まだ今から詳しい分析を進めるということですので、この結果を踏まえて嬉野の教育に有効に利用していただきたいと思います。

次、3点目、地域防災についてお聞きしたいと思います。

昨年度、嬉野地域防災計画を策定されておりますけど、今年度策定を予定していると聞いておりましたハザードマップの取り組み状況、または災害時のいわゆる災害弱者、要援護者の避難支援体制についてどのようにお考えかをお伺いしたいと思います。

今現在、20年度にハザードマップをつくるということで聞いてったわけですけど、今の取り組み状況をお願いしたいと思いますけど。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

ハザードマップにつきましては、平成21年度を予定しております。現在、来年度の予算に向けて準備をしております。

本年度は災害時要援護者計画避難支援計画、こちらのほうの策定を予定しております。

以上です。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

21年度ですかね。佐賀県でつくられたハザードマップというか、洪水マップをこの前もらって見たわけですけども、実際自治体でつくる場合に、佐賀県でつくられたハザードマップは大体それでいいんですけど、嬉野独自のマップをつくる必要があるわけですけど、先ほど市長の答弁では行政嘱託員とかに情報をいただいて危険箇所の洗い出しをやっているということですけど、実際つくった地図が住民の方と考えが一緒でないとなかなか使いづらいマップになってしまうということで今回質問を出したわけですけど、これは今、行政嘱託員さんだけの聞き取り調査を行っておるわけですか、危険箇所の点検とか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

危険箇所につきましては、毎年、嘱託員さんを通じて調査しまして、最も必要なところから防災パトロール等を実施しているところです。

今回、ハザードマップにつきましては、こちらのほうで一応現在指定しております土石流の危険区域280カ所とか地すべり箇所25カ所ですか、急傾斜地の504カ所、これらと県の浸水予想区域とか、避難場所とか避難経路、そういうものを記載する予定であります。ハザードマップにはそれらの項目が出てくると思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

やっぱり実効性のある地図をつくってもらいたいと思うわけですね。囑託員さんだけに聞かれるのもいいわけですけど、古い地名とか地区の年寄りさんの意見、言い伝えなんかには本当に防災に役立つ部分があると思うわけですね。そこで、つくるに当たっては意見をいろいろ聞いてもらって実効あるマップをつくっていただきたいと思います。

次、先ほど要援護者ということで話が合ったわけですけど、今度、社会福祉総務費として災害時用の援護者支援連絡会議委員の報酬として計上されておるもので、ちょっとどこまで突っ込んでいいかわからんわけですけど、これは要援護者の避難支援体制を整備するための準備段階と認識しているわけですけども、これは一応部内でも話されていると思いますけど、今度、対象範囲を絞るということで考えとっていいわけですか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

一応対象者としましては、ひとり暮らしの高齢者、あるいは介護、介助が必要な方、あるいは障害のある方、こちらの方々を予定しております。

以上です。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

今度、議案に出てるものですから余り突っ込んだ話はでけんわけですけど、今までの過去の事例を見ておりますと、要援護者ですね、梶原議員も話されとったわけですけど、個人情報保護法、これがやっぱり足かせになって、なかなか災害のときに支援をする人との意思の疎通ができていないということが書かれとったわけですね。ですから、防災関係は福祉部局との密接な連携がなければ要援護者支援体制というともでていかないわけですね。そこら辺を感じたから質問したわけですけども、今回予算書に上がっているのこの辺、余り言わないほうがいいですか。（発言する者あり）はい。それではちょっと飛ばして、そこら辺が一番聞きたかったところですけど。

それでは、緊急用の資材とかの備蓄状況、備蓄場所などおわかりでしたらお聞きしたいと思えますけど。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

水防資機材の備蓄につきましては、塩田町のほうでは光武地区の倉庫、それから石垣に水防倉庫があります。それから大草野に水防倉庫を設置しております。それから市役所の倉庫、それと嬉野のほうは支所の消防倉庫、それから吉田公民館の倉庫、このほか消防機庫のほうにそれぞれ土のう等を備蓄しております。

以上です。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

市役所のほうにも置いとるわけですね、本所のほうに。途中で抜けてしまったもので、ちょっと最後の質問になるわけですけど、私が一番問題と思うのは、この地域防災計画によりますと、もし災害が起きた場合には災害対策本部を本庁に置くと。実際、笑ってしゃべっていいのか真顔で言っているのかわかんわけですけど、本当にここに対策本部を置くつもりですかね、そこら辺、市長に聞きたいと思えますけど。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

災害の対策本部というのは、一応、本庁に置くということで計画をつくっておりますので、そのように対応したいと思います。

また、どうしても置けない状況も出てくると思いますので、その際にはいろんな施設を使って本部を置いていくというふうになると思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

先ほど想定外の大雨が観測されると申し上げたわけですけど、もしも大雨のときは市役所自体が冠水してしまうと軽く判断できるわけですね。そういう中であって災害対策本部をここに置くということ自体が私は考えられんわけですよ。もし大雨が降って塩田川が危険水域に達して避難命令を出すとき、この地域防災計画にも上がっているわけですけど、楠風館と

か塩田中学校に避難しなさいという命令が出せるかということですよ。もう危険が迫っている状態で、そこら辺についてちょっとお聞きしたいと思うわけです。最後の質問になりますけど。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

先般、実は私ども市長、町長に対して災害対策に関するセミナーがあったわけでございますけれども、そのときに新潟県の市長さんがお見えになって、実際、新潟県中越沖の地震に遭われた市長さんでございましたけれども、その方が言われましたけれども、やっぱり災害対策本部が市役所の中に置けなかったということで、そのときは地震ですから、いわゆる近くのグラウンドみたいなところに置いてせざるを得なかったということでお話をされて、非常に苦勞をしたということと、また、想定していた避難路が全然使えなかったと。そしてまた、想定しとった救助の道路も全然使えなかったというふうなことを話されまして、今議員御発言のように、いろんなことを想定してやっていかにやいかなというふうに思っております。

そういうことで、災害の度合いはあると思いますけれども、やはり避難場所というものにつきましては、避難経路、また避難のためのいわゆる途中での工作物等についてもある程度調査をしながら決定をしていかなければならないというふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

そう言われればそうでしょうけど、嬉野で災害というたらやっぱり大雨、それが一番身近にあることで安易に想定できるわけですよ、大雨のときに災害本部が冠水するということは。その辺もありますので、計画をつくるときには実効性のある計画をつくっていただきたいと思います。

以上、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（山口 要君）

これで大島恒典議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

11番神近勝彦議員の発言を許します。

○11番（神近勝彦君）

議席番号、11番神近でございます。議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

私は、今回、水道事業について、新幹線について、そして、財政問題と観光施策についてという3項目を質問いたします。

まず最初、水道事業について御質問いたします。

嬉野町の上水道の浄水施設は、清水並びに岩ノ下浄水場が代表されます。また、そのほかに自然河川を利用しました不動山、あるいは赤仁田、そして春日、いろいろありますが、大きく代表されます2施設、この施設はダムの下流から取水を行っております。このダムにつきまして、特に岩屋川内ダム、これは以前の議会でもアオコの発生、この解消について何人もの議員から質問をされてまいりました。今年度も岩屋川内ダムにおきましては、大量のアオコが発生した状況であります。また、横竹ダムにおきましても数年前からやはり異臭がするといういろいろな苦情もありました。そして、昨年来、横竹ダムにおきましてもアオコの発生が見られる状況になりつつあります。横竹ダムにつきましては、貯水時、山に生えておりました木々、これが貯水されることによってだんだんだんだん腐って行って、現在異臭がするという状況ではないだろうかという推測をするわけではありますが、私ども嬉野地区の市民が安全、安心に水道水を飲めるのは、やはり浄水場、あるいは水道部局で徹底した水質管理のたまものであり、そこに携わる職員の皆様に感謝を申し上げる次第であります。

ただ、老朽化しつつある両施設、これを考えますときに、このアオコの問題、あるいは異臭問題、このようなことを考えていくとき、水利権の問題があると思いますが、原水の取水についてやはり考えていく必要があるのではないのでしょうか。今回、この原水の取水について質問をしていきたいと思っております。

まず第1番目、岩屋川内ダムのアオコにつきましては、先ほど申し上げましたように、何回となく質問をされております。その後、県との協議、あるいは現在市となった対策はどのようなことを行っているのでしょうか。

次、2点目として、18年度、また19年度の水道事業決算、これを比較しますと薬品代が大きく伸びております。この18年から19年に大きく伸びた要因は何でしょうか。また、19年度、そして今年度、8月までわかればベストなんですが、薬品の使用料で一番大きいものを御報告していただきたいと思っております。

あとのことにつきましては、質問席にて質問をいたします。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

11番神近勝彦議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

水道事業についてということでございます。嬉野地区の水道の水源につきましては、岩屋

川内ダム下流、横竹ダム下流を主な水源にいたしております。御発言のように、10年ぐらい前から夏場近くになりますとアオコが発生いたしております。県内外のダムで発生いたしております。原因も確実に把握はされておられません。県でも以前からアオコ対策をとられ、私どもも発言をしましてまいりましたけれども、試験事業等も行っていただきましたが、効果としては上がっておらないというふうに理解しております。

御発言の岩屋川内ダムのアオコにつきましては、水面から30センチ程度に発生をいたしております。現在の取水は下層の水を利用しておりますので、影響は出ておらないところでございます。水質保全につきましては、活性炭の利用を行っているところでございまして、6月から11月ごろまで使用いたしております。9月が最も多くなっているところでございまして、議員御発言のように、使用料の増加ということにつきましては、活性炭につきましては年間使用料1,000千円程度となっておるところでございます。

また、取水口の変更に伴う課題でございますけれども、以前は変更についてはできないということございましたけれども、横竹ダムの件で交渉いたしましたときには可能性があるということございました。取水口を変更した場合の薬品使用料については現状と大きな変化はないと見込んでおるところでございます。活性炭の使用量の変化はあると思っておりますけれども、そのほかの薬品につきましては、取水口が変更になっても基本的に利用する薬品が主になっておりますので、変化は少ないというふうに考えておるところでございます。

以上で神近勝彦議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきますと思います。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

薬品の使用料のことですけれども、18年から19年は非常に伸びておることですけれども、今市長がお答えしましたとおり、通常の塩素、希硫酸、苛性ソーダ、PAC、いわゆるポリ塩化アルミニウムですけれども、そのものについては今答弁したとおり余り変わりはないわけですが、やはり一番問題なのはアオコ対策と臭気の問題だということで、活性炭の使用がその年度によって大きく左右されます。大体、通常300キロないし400キロの使用をしておるわけですけれども、6月から11月程度ぐらいまではやはり700キロ、平成17年度は一月に2,400キロ使った経験もあります。そういうことで、活性炭の使用量によってその年の薬品の使用料が大分変わってくるようでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今、市長のほうからと担当課長のほうから御説明を受けたわけなんです、まず、アオコ

の原因が把握できていないということなんです、これは藻類、藻ですよ。ということは大体考えられるのが、ダムだということで水の流れですよ。あれが停滞するために、結局酸欠になるのか、いろんな茶畑関係がありますけれども、そういうふうな肥料の流れ込みによる富栄養化なのか、あるいは遮光という原因もあるわけなんですけれども、この3つに限られてくると思うんですけれども、このあたりについても県としては把握ができていないということなんでしょうか。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

お答えいたします。

今議員指摘のとおり、いわゆるダムのアオコの発生については、一番原因はダム湖の滞留でございます。その原因としては恐らくダムの上流の民家等も影響しますし、畑、水田等も影響しますし、原水自体のいわゆる水質が栄養豊富ということで、植物性プランクトンの異常発生というふうなことで考えております。

ただ、それが何ですよという原因というのは、やはりまだつかめていないようでございます。今言われたように、ダム湖の30センチ程度の層になっておるようでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

では、アオコについてちょっと聞きたいんですが、アオコは毒素によるもの、極端に言うたら肥料とか、それから飼料によって発生した場合、毒素が幾らか発生するということが書いてあるわけですよ。藻には非リボソームペプチドであるミクロシチンなどの毒素を生産する個体群が含まれていると、アオコにはそういうふうな記述があるわけなんです。ということは、結局、アオコそのものは人体に影響を与えるという大きな要因ではないとは思ってますよね。でも、そういうふうな毒素を生産するという記述が載っているわけなんです、この点について、下層からとるにしても因果関係というのは絶対にはないですか。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

植物性プランクトンについては、今議員言われるとおり、いろいろな種類のプランクトンがあるわけなんですけれども、今現在の水道法の水質検査で、いわゆる水道水不適には全然なっておりません。そういうことで、ただ1つ、今言われたとおり、浄水場に着水する前に、いわゆる活性炭の処理をいたしまして、まず臭気をとりまして、それから着水井のところで、

水が着いた時点で、前塩素といいますけれども、塩素を注入して殺菌をいたします。しかし、下層のほうからある程度とらないと、植物性プランクトンはその塩素によって死にます。そのときに、その分解によっていわゆる毒素を出すというふうなことで、また底のほうにマンガンとしてたまるというふうな格好になっておりますので、水道水、今、岩屋川内は、いわゆるプランクトンの表層面よりも約4メートル程度下からとっております。横竹ダムにつきましては2段目からとっておりますので、約8メートル程度のところからとっております。

しかし、深くなれば深くなるほど今度はマンガンの問題が出てきますので、下からとればいいという問題でもございません。しかし、植物性プランクトンの対応としては、やはり中層、下からとる方法しか今のところはないんじゃないかなろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今、水道水の浄化過程、御説明をいただいたわけなんですけれども、私が調査をした結果、インターネット等の資料を見たときに、やはりアオコは活性炭では除去できないということなんです。今、課長、あるいは市長の御答弁を聞くと、アオコは活性炭によって除去されているというふうな御答弁をいただいているけれども、それは違うんですよ。今うなずいていらっしゃいますけれども、たしか次亜塩素酸ソーダ、この注入によって、結局はアオコ類の細菌関係、あるいは微生物関係は殺菌しているということですよ。それによって今度はPACですよ。PACを入れることによって凝固させるというふうな状況の中で、今きれいな水道水を多分、我々はいただいているものというふうに私は理解をしているわけなんです。だから、あくまでも活性炭の量が多くなったということは、臭気、あるいは農作業の時期とぶつかる中でいろんな状況が来た、私は活性炭がかなりふえたんじゃないかという理解をしているわけです。

だから、アオコそのものは、今おっしゃっているように4メートル下からとっているから影響はないというふうな言い方をされているんですが、それでいくと沈殿池、薬剤を入れる混和池ですかね。あの時点で前処理をして、その後、沈殿池に行きますよね。現地の沈殿池を見ると、かなりもう夏場はいっぱいいっぱい状態で私は稼働しているように思うわけです。全部であの池が4槽ありますか、3槽でしたかね。（「2つ」と呼ぶ者あり）2つやったですかね。その中で、夏場はかなり厳しい状況が続いているような状況を私は感じているわけですよ。

だから、今、御答弁の中でアオコに対して余り影響がないようなことを言われました。それは決算を見れば、薬剤費そのものは全体の中で考えれば微々たるものなんですけれども、今の施設の老朽化とか延命とかそのあたりを考えたときには、かなり夏場は無理をしている

ような、そういう印象を私は現地に行って確認をしたわけなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

お答えいたします。

今議員指摘のとおり、活性炭ではアオコの除去はできません。あくまで活性炭というのは高度処理、臭気をとる、水質をよくする、いわゆる個人でいえば井戸なんかにも一番底に木炭なんかを据えてあるのは活性炭でございます。そういうことで、活性炭そのものでは藻はとれませんけれども、先ほど申しました塩素で藻は死滅をいたします。そのときにいわゆる分解をするわけですので、それが下のほうに堆積をすると。それが堆積をして空気が入らないと今度は逆にマンガンが底のほうにたまっていくというふうな状況でございます。

そういうことで、今、浄水場の問題を言われましたけれども、清水浄水場、沈殿池は2基あります。前処理としてPAC、PACというのは凝集剤でございます。いわゆる泥を固める薬品でございます。そういうことで、大体今、清水浄水場で6,700トンから7,000トンの水処理を行っております。施設能力としては清水浄水場は9,000トンでございます。そういうことで、いっぱいいっぱい運転はしておるんですけども、今議員言われるように余裕がないということまでにはまだ今のところは思っておりません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

ちょっと資料をいただいたんですけどね。今、4メートルという御答弁の中で、あくまでそれは常時水位からの4メートルであって、夏場は渴水してきますよね。水がずうっと下がってきたときには、その取水口に大分近づいてくると。最悪の場合は取水口と水位がほとんど一緒のときもあるというふうなことが今ちょっと資料として回ってきたんですが、こうなるとかなりアオコというものが夏場は浄水に影響してくると、そう私は感じるわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

お答えいたします。

岩屋川内ダムと横竹ダムは、ダムそのものの構造が違います。横竹ダムについては、大雨のときには、仮に大雨が1週間降れば1週間放流しないで水をためます。放流しないというか通常の放流はするんですけども、多くなった分についてはたまって上からオーバーフロ

一をします。そういうことで、横竹ダムについては大雨が降ったら表層の分はオーバーフローして流れていくという条件になりますけれども、岩屋川内ダムの場合はよっぽど大きい雨じゃないとオーバーフローはいたしません。というのは、雨が降ったら降った分だけ下に流れていくというふうな格好になっておりますので、11月程度、寒くなるまでそのようにアオコが発生すると思います。

ただ、ただいま水位の4メートルと申しましたけれども、今言われるとおり、濁水になればだんだんだんだん水が少なくなってきました。岩屋川内ダムのほうは3段取水放流口がございます。今1段目から放流しております。そういうことで、それに合わせて近くなったらまた下げていくというふうなことでダム事務所と打ち合わせをしながら放流のほうも考えております。

そういうことで、今現在、岩屋川内ダムも横竹ダムも水処理に対しては支障を来しておりませんということで答弁しております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

それじゃ原水についてお尋ねをしたいんですが、原水の水質検査ですよ。ここに資料を私は出してきたんですが、岩屋川内ダムでいけば、一般細菌が660で窒素関係が1.9、色度が4、濁度が2という数値ですよ。岩ノ下のほうの吉田川水系が、一般細菌は73、そして窒素類は0.4、そして色度が5、濁度が1.8という数字があるわけなんです、このあたりの色度、あるいは濁度、そして岩屋川内ダムにおいては窒素の1.9、一般細菌の660、このあたりは原水として通常の河川水で考えた場合、いかがなものなんでしょうか。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

お答えいたします。

水質につきましては、議員御存じと思いますが、原水については年1回の水質検査を全項目、39項目のほかに100項目の農薬検査を行っております。そして、浄水については年4回の全項目、48項目ですけれども、検査を行っております。今議員言われたとおり、原水については、一般細菌、大腸菌、それから色度、臭気はやっぱり若干あります。そういうことで、浄水については水質検査オーケーですよということになっております。

そういうことで、ここで1つ問題なのは、いわゆる硝酸性窒素、窒素が水質基準以上になりますと、これはろ過過程で処理できません。その一番主な原因は畑の肥料でございます。そういうことで、やはり上流の問題が非常に問題になってくるというふうに考えておりま

すが、ただ、今の水道法の基準値以内でございます。ということは、基準値というのがパーリッターの10ミリグラムを超えないといいですよというふうなことになっておりますので、1. 幾らぐらいですので、今のところ別に硝酸性窒素についても問題はないかと思えます。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

数値については、まだ大分開きがあるからいいということなんですけれども、言い方を変えれば、この原水の数値というのはダムの下流でとってあるわけですよ。多分、ダムの上流でとれば、もっとこれよりも数値がいいと思えるんですよ。はっきり言って、この原水の水質検査の結果というのは、岩屋川内ダムであれば、結局入り口のところですよね。

（「取水口」と呼ぶ者あり）取水口の、それよりももっと上ですよ。それをとればまだ多分、数値はいいと思えます。

吉田川水系、これも極端に言ったら春日、今ペットボトルで水出していますよね。それと比べたらやはり差があるわけですよ。それだけきれいな水が岩ノ下浄水については目の前にあるわけなんですよね。そういう状況であれば、市民の感情的なものを含めて、申し上げたらいかんかわからんですけれども、やはり見た目、あるいは臭気関係、嗅覚ですよ、嗅覚をやはり安全、安心としてとらえるためには、今現在のダムよりも上流からの原水取水というのが理想的じゃないかなというふうに私は考えるんですよ。特にやはり夏場、岩屋川内ダム、皆さん多分行かれたかと思うんですけれども、もう本当、グリーンできれいです。そして、7月、8月はそれに輪をかけたグリーンがまた発生します。おふろでいうバスクリンですよ。あれを見たときですよ、そりゃあ課長にしろ市長にしろ、取水口はそれよりも4メートル下、それがだめだったらもう1つ下、また下というふうにあるから大丈夫ですよと幾ら言っても、市民、私たちが見る視覚からいけば、あの水を私たちは飲んでいるんだという気持ちにとってしまうわけです。岩ノ下にしてもやはりにおいがあると。今アオコが発生しかけていると、昨年から一部。そういう状況であれば、やはりもっときれいな上流からとるべきだというふうに私は考えるわけなんです、それは薬品を入れることによって間違いなくできているよと言われれば、それでおしまいなんですけれども、私はそのあたりを考えたときに、嬉野の観光の施策ということで一番最後に出していますけれども、観光客の皆さんが仮に岩屋川内ダムに行ったときに、あれをきれいだと考えて見られた後に、あれが水道水ですよ、あれが原水ですよと言ったときにどんな影響があるのかなという気もするわけですよ。そのあたりを考えたときには、やはり先ほど言ったように、取水口をもっときれいなところ、そこから私はとるべきだというふうに考えますが、市長いかがですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私も基本的には議員御発言と同じように考えておまして、今、既に嬉野の水道水については責任があるわけでございます。それについては厳しくやはり監視をし、また管理をさせております。

冒頭お答え申し上げた中で述べましたように、取水口の変更ということも以前から検討した経緯もございまして、そこらにつきましては本当にできないのかどうかと。最初検討したところは一切できないということでもございましたけれども、現在は可能性もあるんじゃないかと。それは1つは、ダムの取水の問題でございまして、私ども残念ながら、御存じのように、両方のダムからの取水権はないわけでもございまして、それを持っておけば一番よかったわけですが、それはもう以前のいろんな経緯があって岩屋川内ダムも横竹ダムもダムからの取水権はないということでもございますので、河川からとっているわけでもございます。ですから、河川を利用する立場として良質の水を使いたいと、それは気持ちは一緒でございますので。

それで、県のほうにも再三、アオコの除去について幅広い範囲で取り組んでくれということをお願いしております。県も近くのどこですかね、いろんなダムで今実験もしていただいております。具体的にはまだ成果が出ておりませんが、そういうことが具体的な成果として上がってくれば、ぜひ岩屋川内ダムでもしていただくように交渉もしなくてはならないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

気持ち的には市長も私も一緒だと。アオコ対策は今のところ除去に対する明確な対策ができていないと、県下どこでもですね。ということであれば、取水口を変えることができる可能性があるならやはりそれを一応検討するべきだと私は考えるわけですよ。できる、できない、一応可能性はあるということですので、それなら検討する必要があると私は考えます。それについてはこれでちょっとおさめたいんですが。

もう1点、赤仁田浄水場、これは私、今回この原水の水質検査のデータをとったときにびっくりしたのが、以前からあそこは細菌が多いから生水を飲んじゃいかんよと、辰乃口のあの浄水はだめですよと、絶対もう飲料は禁止ですよという立て札も立てられたわけですよ。どれぐらい悪いのかなと思ってみたところ、一般細菌が1万5,000なんですよね。私、最初、岩屋川内ダムを見たときに一般細菌は660でもああ多いなという気がしたのが、赤仁田

は1万5,000なんですよね。そして、窒素においては3.8なんです。それから色度とか濁度、これも岩屋川内ダムよりかなり悪いんですよ、実際4とか2.8とかという数字が出ているんですよ。これは平成15年ですから、もう5年前のデータなんです。それよりも多分、今はもっと悪くなっているんじゃないかなという気がするわけですよ。

それで、そうなったとき、極端な言い方をすれば、こっだけ悪い水を飲んだら、もしかすっぎ人体にどれだけの影響があるのかなという気がするんですが、赤仁田の原水を飲めば人体にどんな影響があるんですかね。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

お答えいたします。

今、赤仁田の分において辰乃口を想定されて質問されておると思います。しかし、その皿屋浄水場、いわゆる赤仁田浄水場ですけれども、そこについてやはり一般細菌も多うございます。ただ、一般細菌は水道水では塩素ですべてゼロになります。それは心配しなくていいんじゃないかなと思います。

そこで、1つ問題なのは、先ほど申しました、上に茶畑がございます。そういうことで窒素の問題が一つ出てきます。3.8程度でございます。これも基準内には入っておりますけれども、これが高くなると水道水の水源としてはやはり不適になるということでございます。

そういうことで、16年度からですかね、陣野の水道水がなかったときに井戸水から硝酸性窒素が多く出たということで水道事業の簡水をお願いして、今、陣野にも水道水を運んでおります。そういうことで、一般細菌については、原水そのものを飲めば菌ですので、やはり弱い人は病気になるかと思っておりますけれども、水道水については一般細菌についてあっても問題はないと、浄水ではゼロになすというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

水道水については私も理解するわけですよ。それは職員の皆さんが安心、安全に飲めるよというということで、いろんな薬剤の率を変えながら毎日、安心、安全な水を出されていることは私も理解するわけですよ。

ただ、そこで聞きたいのが、この生水を飲んだ場合ですよ。言い方を変えれば、その下に人家があるわけですよ。水そのものは流れていっているわけなんです。集落に行ったときに、その原水を飲んだときにどれだけの影響があるのかなという質問をしていたわけなんです。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

私が懸念をしているのは、結局原水であらわれた数値、この数値で、生水をもし知らない方が飲んだときに、どれだけ影響が出てくるのかなということが、やはり一番心配をしたものですから、もし人体に物すごく影響が出るようであれば、やはり水域に関しては絶対生水に関しては飲水をしないと、よそから来たお客さんとか、そういう方も多分井戸水とかなんとか、各家庭にもあると思うんですよ。私の家にも井戸水ありますから。でも、その井戸水は飲料には使っていないんですよ。あくまでもお風呂場とかトイレなんかの限定で使っているんですけれども。それが、飲料のほうにも引っ張ってあれば、絶対飲まないようにという指導もしていかにやいけないということで、私は先ほど質問したわけなんですけれども、そのあたりを徹底していただきたいなということ、まず第一にお願いをしておきます。

第2点目が、今後窒素とか一般細菌がこれ以上ふえるようであれば、ここわずか270なんですよね。たしか水道的には300なんです。であるなら、一応前々から水道事業の中で塩田の余剰水を祇園に上げようということ、今計画されていますよね。それをやはり早目に進めるべきじゃないかなと。だから、祇園のほうに配水することによって、今度祇園から赤仁田地域のほうに逆に上げるような方向で、赤仁田の浄水施設そのものはもう廃止したほうがいいんじゃないかなと、私はそういうふうを感じるわけなんですけれども、いかがですか。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

今、議員言われるとおり、塩田の水を統合事業で本年度から工事を着手いたします。そういうことで、2,000トンの塩田の余裕水を持っていこうかなという感じでおります。そういうことで、その分上げれば、どこかの浄水場が余裕が出てきますので、当然計画の中には今言われたとおり赤仁田を将来的にはとめたいと考えております。

そういうことで、ただ、じゃあ何年度からとめるかということは、ちょっと今後また対策をとっていきたいということで、その工事が済み次第、どこかの浄水場が余裕を持ちます。そういうことで、今、議員言われるとおりでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

特に赤仁田については、今、課長答弁されましたけれども、やはり今度の計画の中で廃止という方向性を打ち出したほうが、私は最良の策だというふうに思いますので、そっちの方向で動いていただきたいというふうに要望をしておきます。

岩屋川内、あるいは岩ノ下の浄水については、やはり施設の老朽化という問題で、前々から私もずっと質問をしてきたわけですね。今のところは何とか改修改修、あるいは設備の更新なんかで何とかここまだ先10年、あるいはわかりませんが、15年先ぐらいまでは何とか現在の施設でも十分で行けるよというふうな御答弁等をいただいているわけなんですけど、やはりもう40年近い施設ですね。一番私が懸念するのは、先ほど言うようにアオコの問題、それから一般細菌の問題、窒素の問題、そのあたりでかなり貯水池関係が、沈殿池関係がかなり今後無理をしてくるんじゃないかなと、施設の延命を図るためにも、このあたりは十分考えて計画をしていただきたいという要望をしておきます。県のほうに取水の変更についても協議をしていただきたいと、そういうふうをお願いをしておきます。一応、水道問題についてはこれで終わりたいと思います。

続きまして、新幹線についていきたいと思います。

これは、きのう、またおとといと田中議員並びに野副議員のほうが質問されて、私として通告書に上げている分についてはほとんど御答弁をいただいていたわけなんですけど、この中で私、まだ聞いていない点で、住民説明会の折に皆さんが一番懸念されていたのは騒音なんです。そして、振動なんです。説明会の折、新幹線であれば75ホンやったですかね、70ホンやったですかね、を超えればちょっとだめですよというふうな言い方をされたんですが、私たちが結局70とか言われてもわからんですよ、はっきり言うて。

やはりそういう中で、特に長谷地区、そして今寺地区、そして井手川内地区、この3地区がトンネルの坑口になるわけですよ。こういう沿線の皆さんに、今実際新幹線が通っている福岡から小倉の間か、あるいは八代から鹿児島までの区間ですよ。ああいう中で実際にどうい音かしているのかということを経験していただく必要で理解をしてもらうことが一番大事じゃないかなという気がするんですけど、こういう計画は機構のほうには全くないんですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

地域で説明会をさせていただきました。私も相当数出て、いろんな御意見承ったわけでご

ざいますが、その中では議員御発言のように、騒音問題の話もありましたし、あと測量の問題とか時期の問題とかありました。今議員御発言の騒音につきましては、基準が70デシベルということで説明があったところでございまして、それについてはやはりわかりにくいという御意見も当然ありました。そういうことでございますので、またトンネルから出ていくときの発生音といいますか、そのことにつきましても、これは機構のほうから直接説明があったわけでございますので、消音施設をつくりたいとかいう話がありました。そういうことで、実際いわゆる現地を確認したわけじゃないかという意見もあったということでございますので、今のところの予定では、これが20年ですので、再来年には鳥栖のほうの新幹線が同じような形で一応完成をするわけでございますが、そのときに開通前に一応試運転という時期がございます。そういうときには同じ状況になるわけでございますので、そういうところを実際視察していただいて、こういう感じになるというふうなことで感じていただければというようなことで、視察が可能になるのではないかなというふうに考えておるところでございますので、そういう手配等もさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

市長、それじゃ遅いんじゃないですか。今年度の3月までに縦横断測量されるわけですよ。その結果を見てルートが決定しますよね。そのルート決定というのは、課長、いつごろなんですか。一応予定としては。

○議長（山口 要君）

新幹線整備課長。

○新幹線整備課長（須賀照基君）

測量が今年度の末、3月までに測量を行います。今年度の末に測量が終わった時点ぐらいにはルートが決定するものと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

ということはですよ、来年3月ぐらいまでには大体ルートが確定できるということは、今、地図上のルートのところで、皆さんがうちに来るのか隣に来るのかということで、みんないろんな不安があるのが、確実にどこがトンネルの坑口だということがはっきりわかるわけですよ。そうなったときに、結局立ち退きにされた方は、はっきり言って問題なかわけですよ。ところが、坑口の隣、真横とか住居がある人は、物すごく心配をするわけですよ。そう

なると、再来年の鳥栖の開通のときという御答弁されたわけなんですけれども、そのころじや遅いわけですよ。やはりルートが決定した段階でもうわかるわけなんですから、隣なのか、離れるのか、まともなのか、やはりそこで皆さんが不安を解消するためには、ルートが決定した段階で早急に皆さんにこういう音がするんですよとか、振動があるんですよという体験をしなければ、言い方を変えれば坑口周辺の皆さん、反対しますよ。せっかく今いい雰囲気、新聞紙上にも新幹線のこと毎日毎日載っていますが、逆に今度反対というふうな意見が出てきますよ。だから、そのあたりをルートが決定した段階で、早目に地域住民の方にそういうふうな体験をしていただくという、やはり機構に対して働きかけが私は必要だと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今のことにつきましては、機構のほうに伝えてまいりたいと思います。

また、騒音につきましては、いわゆる騒音が70デシベル以下ということ、もちろん感じていただくのもそうでございますけれども、その騒音につきましては、機構のほうも沿線の対策につきましては、いろんな手法をとって行っていくということを約束になっていきますので、だからそこら辺についてはいろんな御意見もあると思いますけれども、沿線につきましては十分な対策はとられるというふうに考えておりますので、そういう点は今の御意見とともに機構のほうにも伝えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

もう1点が、工事関係者の宿舎を、やはり私は嬉野の町内のほうにつくっていただくように、それによって嬉野の商店街とか、旅館とか、いろんな職業あるんですが、そういうところが少しでも潤うようにと、そういうことで事務所関係の誘致を積極的に取り組まなければいけないですねということ、たしか私、3月議会かでお願いをした。そのときの御答弁でいくと、まだ着工前でもあるということで、なかなかそのあたりは動きがとれないということをおっしゃったわけなんです、きのうの田中議員の質問の中でも、要望はしていると、起工式が終わったということで、機構に関して要望はしていると、どのような要望を今されているわけなんですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる着工になった後、もちろん着工前からでも結構でございますけれども、できるだけ波及効果を出していきたいということで、これは私どももでございますが、県のほうも非常に力を入れていただいております。

それで、具体的には当初、私どものほうで要望書を出そうということで動きをいたしましたところ、一応商工会のほうも、それから関連の業界の方も、ぜひ一緒に動こうというようなことになりまして、私どもとお隣武雄市さんと一緒に、いわゆる文書等も作りまして、県のほうと、それから運輸機構の本部のほうに直接私も行きましたし、商工会の方も来ていただいて御説明をしたということになっております。その後、中身につきましては、いわゆる工事関係の、もちろんそういうふうな施設もでございますけれども、物品の購入ですね、そういうところまでぜひお願いをしたいというふうなお話をしております。

県のほうともその後打ち合わせをいたしております、県のほうも今御発言の工事の現場とか、またいろんなものにつきましても、今説明等もあっているようでございますので、業者の方が決まれば、また機構を通じてぜひそういうことで設置をしてくれということをお願いしていきますと、だから一緒に動きましょうという話も来ていますので、そこら辺についてはぜひ努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今、御答弁いただいたように、本当に極端な言い方をすれば、トンネル工事、たしかもう間もなく発注がありますよね、俵坂トンネルの。着工そのものは大分1年ぐらい先の話だろうと思うんですよ、工事に着工するのはですね。トンネル工事、私、横竹ダムでトンネル工事を見とったとき、3交代でやられているわけなんですよ。結局、大きな宿舎に3交代でやられるもんですから、作業員さんいっぱいおられるわけですね。ああいう方々が嬉野に事務所としていただければ、一時的ではあっても人口がふえるわけなんですよ。ということは、それだけ消費が動いていくということ、それは私が言わなくても皆さん御存じだと思うんですけども、そういうふうな感じで、物すごく人口的にわずかでありながら、一番働き盛りの人間がふえてくるわけなんですから、このあたりを、言い方は悪いですけども、武雄に事務所をつくられて嬉野の工事現場に来られるよりも、やはり嬉野につくってもらって、逆に武雄の工事現場に行ってもらったほうが、嬉野としては一番いいわけなんですよ。だから、多分武雄のほうも一生懸命言われていると思いますので、言い方悪いですけども、武雄に負けないように、嬉野に必ず持ってきていただけるように、やはり今後とも要望、そ

れから活動そのものをお願いしておきます。

新幹線については以上で終わります。

時間があと20分ぐらいありますので、次、一応財政問題、それから観光施策ということで質問をしてみたいです。

今年度のこの補正予算、これを見れば交付税が2億数千万増額になった。喜ばしいことです。もう20年度の予算もなかなか厳しい予算運営の中でつくられて、こういう中で2億数千万円入ってきたということは、本当いいことであります。しかし、現在の市内の個人、あるいは法人について、かなり今厳しい状況にあるということは、先ほどの大島議員の質問の中にも、茶価の低迷、またきのうもおとといもそういうふうな御質問があつてまいりました。そうすると、私は今年度の状況、これが来年度の予算のほうにかなり響いてくるんじゃないかなと、やはり所得の減、このあたりがかなり大きく響いてくるのではないかなという気がするわけなんです、現時点で来年度の歳入見込み、このあたりがどういう状況を今予測されているのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

来年度の財政状況についてのお尋ねでございます。

次年度の財政計画につきましては、非常に厳しくとらえておるところでございます。先日、国が示しました地方財政計画の概算の要求によりましては、3.9%マイナスと、確定ではございませんけど、こうなっておりますので、嬉野市といたしましては、普通交付税に換算いたしますと、約150,000千円の減額となつておるところでございます、現在進めております、いわゆる行革をより進めながら、予算の減額を行わなければならないというふうに考えております。

また、それに加えて、御承知のように社会保障費の関係につきましては、増加する一途でございますので、一般の当市の予算ということにつきましては、より厳しく取り組まなければならないというふうに思っております。

そういうことでございますので、ある程度やはり基金を取り崩しながらの予算組みになつていくというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今年度、2億数千万円補正で上がっておりますが、これ大きくふえた要因というのは何な

んですか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

今年度交付税の増の主な原因でございますけれども、新設の地方再生対策費、これがありまして、これが134,000千円、それと、たばこ税が減収を見ております。18年から19年に比べての減収ですね。これに伴いましての増加が112,873千円、それと地方消費税交付金も減少をいたしました。これらの減少に対しまして交付税措置がされたということで、ほぼこれらの合計が今回の、昨年度との差といたしますか、差の主な要因になっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

補正の予算に絡むんで、余りこれをしつこくやったら、また議長のほうからとめられるんですが、これは来年度は見込めないと考えていいわけですかね、このあたりの増に関する計算方法。先ほど市長は、地財計画の中で3.9%の減だというふうな予想が今のところできてると、ということは150,000千円程度の減額になるということをおっしゃったわけなんですが、結局それが今補正で上がっている2億数千円含めた中での減なのか、それとも、この増額の分を入れない、このたばこ税の減に対する補正とか、このあたりを入れない減なのか、どちらなんでしょうか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

なかなか見通しがつきにくい部分がございますけれども、地財計画の概算要求の段階で3.9%の減でございますから、総額で150,000千円ですね、これは含んだところだと解釈をいたしておりますけど、地方再生対策費がそのまま残ります。たばこ税については増額の予定ですので、この分については交付税措置は若干減ると、消費税交付金も今のところ落ちていきますので、その分は大丈夫だろうと思っておりますけど、トータルで150,000千円の減はいくだろうというところでございます。交付税に限ってですね、ということでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

税務課長にお尋ねをしたいのが、結局、市税にしても固定資産税にしても軽自動車税にし

ても、結局19年度の決算を見たときに、現年度で計算するとかなり18年度と19年度は開きがあるんですね。それだけ今かなり個人にしても法人にしても厳しい状況があるわけなんですよ。そう考えたとき、今の状況でいくと、もっと昨年よりも悪くなるんじゃないかなという気がするわけですよ。だから、言い方を変えれば、固定資産税でいけば、18年度の現年の計算でいくと95.2%なんですよ、徴収率。ところが、19年度でいくと70.8%と、約25%近く落ちてくるわけなんです。あくまでも現年度だけの計算ですよ。私の計算でいくとですよ、あくまでも調定率と徴収済額で計算した場合です、決算を。

そのように、かなり大きく開きがあったもんですから、この状況でいくと、結局20年度の今年度の予算についても、かなり厳しい状況が出てくるんじゃないかな、あるいは先ほどから言うように、21年度についてはもっと厳しい状況が出てくるんじゃないかなという気がしているんですが、そのあたりの見込みとしてはどうでしょうか。

○議長（山口 要君）

市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

先ほど議員の現年度の徴収率ですが、20%落ちということでございましたけれども、これ、数値が若干見間違いかされておるんじゃないかと思います。徴収率がですね……

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前11時48分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

大変失礼をいたしました。95.26%というのは固定資産の現年分の徴収率になります。それから、70.57%というのは過年度、現年滞納を含めた徴収率というふうになります。そういうことで、昨年との比較にはちょっと違って来るかと思います。固定資産の現年、過年度を比較いたしますと、0.20%ではございますが、徴収率としては向上をいたしておるところです。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

この辺については、決算委員会のほうでもう一回詳しく聞きたいと思いますが、調定額と収入額と収入未済額でいくと、そういうふうな計算になるんですけどね。私の計算のやり方がおかしいのかどうかわかりませんが、どっちにしろかなり落ち込む状況というのが私としては感じられているわけですね。

先般、観光協会、あるいは旅館組合との懇話会があったときにも、やはり旅館の経営者のほうから、固定資産の減免とかなんとかできないものだろうかというふうな御質問もあっていたわけなんです。それだけ今かなり厳しい状況にあると、私は認識をしたわけなんです。やはり21年度の徴収率というのが、私は今年度の予算組みよりも、もっと厳しい状況で見ていくべきなのかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

固定資産税関係でございますけれども、調定額といたしましては、20年度より若干伸びる見込みをとっております。徴収率のほうですけれども、今年度と比較した場合、若干落ち込むか、横ばいでいくんじゃないかというふうな見方をしております。今後の徴収努力、徴収体制の整備を考えておるところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

ほとんどの方が、極端に言ったら払いたくても払えないという状況があつて、やはり収入さえあれば多分分割ですつと払っていきこうという意欲を持っていらっしゃる方がほとんどだと思うんですね。だから、極端に言うたら、悪質な方というのはほんのわずかな人間であつて、そういう中で余り、言い方を変えれば悪いですが、急な締めつけというのは逆に悪影響を及ぼすということで、やはり今ずっと、課長たちはやっておられるんですけども、やはり分割の納期ですね、滞納分については分割で払ってくださいというふうなやり方を今やっぺらっしゃるんですけども、そういうふうなやり方で今後とも進めていただきたいという気は、私ども持っているわけでありまして。

ただ、先ほど市長が言われたように、基金の取り崩ししかもう対応はできないということになってくると、この嬉野市という船が、言い方を変えればあと何年かで沈没をしてしまうんじゃないかなという危惧を持ってくるわけなんです。今の嬉野市の経済状況、収入状況が悪ければ、結局今までの基金を取り崩すしかないわけなんです。そうすると、最悪のシミュレーション、4年後か5年後には本当今言ったように沈没してしまうと。やは

りそれは回避しないと絶対いけないわけなんですよね。そしたら、今言われるように、結局、一般会計の縮小しかない。でも福祉はずっと右肩上がりです。何を削るかというふうな形になるんですが、その後には今後の健全経営を行うためには、やっぱり観光客の増が必須だろうと、やはりそこにしかたどり着いていけないんですよ。

山田議員のほうからも質問があったんですが、やはり単年度ではこういうことは無理なんですよね。3年か5年かの、このあたりのビジョンの中で嬉野の観光客の伸びる、こういう施策をしていかなければ、結局嬉野丸の航海ができないだろうと、私もそう思うわけですが、観光の健全化、このあたりについて、どのようなビジョンをお持ちなんですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

観光協会の方々がお苦勞されているのは、もう十分承知をいたしておりますし、また、以前嬉野町の時代にも観光協会の皆さん方と色々な話をしてまいりました。それで、観光関係の皆さん方がその当時様に言われたのは、いわゆる温泉街周辺の観光地として道路、また水路、そういうものの整備が一切戦後行われてこなかったというふうなことに強く意見を出されまして、周辺の区画整理につきましては、ずっと進んでおたわけですが、第一区画整理事業区が今の正屋さんの周辺で1回行われた後は、第二から、その当時第六までは全部関係ないところで進んできたというようなことで、色々な御意見をお持ちでございましたし、また、本通りの整備、それから今の病院通り線とか下岩屋のラインとか、一切整備はされていなかったというようなことでございまして、そこにとにかく手をつけてほしいというような意見がありまして、観光客の方が来られても、全然歩かれるあれもないというようなことでございましたので、この10年間、相当な予算をつぎ込んで温泉地区の整備は進んでまいりましたし、また、まだ病院通り線等も整備を行っておるところでございます。そういう点で、一応形としてはできつつありますし、また今回の色々な第七、第八に係る周辺の整備も進んでまいりましたので、そういう点では御理解をいただいているんじゃないかなというふうに思っております。

それと、きのうのお尋ねの中でもお話し申し上げましたけれども、やはり家族旅行の形態から、また今度は変わって、小グループの形態というように、以前と全然形態が変わっておりますので、それに対応した施策を打ってきたというように考えております。

それで、今後、やはり以前から申し上げておりますように、この地域のいわゆる食材と連携した観光を組み立てるとというのが一つ大事だろうと思っております。先般も春日地区で新しい取り組みをさせていただいて、福岡地区のお客さんが見えになったわけですが、そういうことをやはり組み立てていかなければならないというふうに思ってお

ります。

それと、昨年から数件出てまいりましたけれども、医療関係の学会を開いていただくようになりましたので、医療センター、その他の大きな精神科の病院もありますので、そういうところと提携を進めておるわけでございます、そういう関係で観光保養関係の旅行商品の開発はもちろんですけれども、今度はいわゆる学会関係の誘致についても今進めておりますので、そういうことを取り組んでいきたいと思っております。

それと、今、観光協会と一緒に取り組んでおりますのが韓国ですね、それから成果は上がっておりませんが、今、台湾関係の方もお見えいただいておりますので、そういうふうな海外旅行の取り組みということが今は求められているというふうに思っております。去年も職員を派遣いたしましたので、来年度も一応そのようなことで観光協会と連携して、海外へのキャンペーンというものを取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

観光客の増、いろんなパターンがあつて、どれがいいのかというのは、私としてもなかなかつかみ切れないところもあるんですが、今回、補正予算にも上がっていました英語の案内板、今言われたように、結構海外というのは韓国のお客さん多かったですよね。この前、観光協会でデータいただいたんですが、あと、台湾のお客さんだったんです。となると、やはり今回、一応補正予算で上がっていますけれども、ここに韓国語、あるいは広東語ですか、台湾は、このあたりの標識等も嬉野の各史跡、あるいは案内板の中に入れ込んでいくべきじゃないかなという気がするわけですよ。

私たちでも英語で書かれてあつても、なかなか意味がわからないところが多いわけなんですよね。だから、皆さん、韓国の方であろうが台湾の方であろうが、英語を見て理解をいただけるならいいですよ。でも、多分皆さんそうじゃないかな、余り理解できないんじゃないかなという気がするんですよね。やはりそういうところで、2カ国語、3カ国語、4カ国語というふうな形の中で、やはり案内板は今後必要じゃないかなというふうな、私は気持ちを持っています。

今、医療学会のことも言われました。先般の一般質問の中でも、みゆき公園の活性化ということもおっしゃっておられます。やはり設備的にまだ足りない部分がある、多分それは屋内練習場のことだと思うんですよね。財政的な問題があつて、そのあたりの建設の計画さえ立てられない状況なのかもわかりません。でも、やっぱりスポーツ関係のイベント、テニスであれ、サッカーであろう、それから野球であろうが、やはり屋内練習場がないばかりに、嬉野でなかなかそういうキャンプであろうが、イベントであろうが、なかなか開催できづら

いという状況が続いていることは間違いないわけなんですよ。

今、財政の中で来年度の150,000千円が多分交付税としても減になる、やはりその中で一般財源を減らしていくしかない、福祉は上がっていくという中ででも、どこかでめり張りをつけたことを、もうこれからは切りかえていかないと、もうだめじゃないかなという気がするわけですよ。補助金の一律カット、それもわかります。でも、もうこれから先は、一律カットじゃないと思うんですよ。言い方を変えれば、補助金は全部とりあえず全廃して、その中でこれから3年間なら3年間、ここに集中してやるんだ、それはソフトであろうがハードであろうが、そこに集中してやろうというふうな形の方向性を、今から21年度の予算編成から変えていかないと、私は今後の財政状況、あるいは予算状況見たときに、私はそれが必要じゃないかなと、それはすべて福祉についてもそうだと思うんですよ。

いろんな事業やられております、単独です。それは私どもが議員をしたときから、市長が町長時代のときにも、やはり福祉に関してはこれが必要なんだということで、いろんな要望をしてきました。それに対して市長は、やはりそれにこたえて、いろんな事業をしていただけてきました。でも、これからは今度その中で選択をする時代になってきたんじゃないかなという、そういう気がします。だから、ここは苦渋の決断の中で、やはりもうこれは仕方がない、切らなければいけないというふうな形を、今後私は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

まず、最初のほうからお答えしたいと思いますけれども、今回、英語版のあれを、ちょっと議案にもかかりますけれども、お願いしておりますけれども、以前も嬉野のときにはございました英語版ですね、今回統一した後につくりましたパンフレットで英語版がなかったものですから、今回追加をさせていただくわけでございますので、そういう点では議員御発言のように、ぜひ有効利用もしていきたいと思っております。

それと、今回も実は看板についても指示をいたしたところでございますが、予算の問題とは別に、看板の取りつけの、いわゆる地権者等の了解もいただく必要があるものですから、そこらについては次の段階でということで検討をいたしております。そういうことで、せっかく来ていただくお客さんが、もちろん理解はされますけれども、やっぱり自分の国の言葉で書いてあると、また親しみもあるわけでございます、私どもも海外に行ったときでも、やはり日本語で書いてあると非常に親しみがあるという気持ちになりますので、そういう点ではぜひ取り組みたいというふうに思っております。

それと、財政と政策の件でございますが、きのうもちょっと話出しましたけど、いわゆる

5%のカットということで今やっておりますけれども、これはきのうもお話しましたように、政策とはまた別の問題で、やはりこの財政をつくるための手法としてお願いしているわけですので、その年度の重点政策ということにつきましては、全体の予算を見ながら、ずっとお願いをしてきたところでございます。そういう点で、議員御発言のことは非常にありがたく受けとめたところでございます。

ただ、どうしても今のところ、やっぱり医療の問題、福祉の問題、そこに非常なお金がかかっておりまして、それも一つは国の制度の新設とか、また変更とか、そういうものが非常に私どもの自治体の負担になってきているところは、もう正直なところでございまして、それも金額が1,000千円、2,000千円ということじゃなくて、10,000千円、30,000千円単位での負担が出てきておるわけですので、非常に苦勞をいたしております。そういう課題はありますけど、今の議員の御発言はありがたく受けとめさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

来年の予算編成からは無理だと思うんですけど、やはり私個人的には、こういう制度はもう要らないということ言うたら語弊があるんですけども、こういう制度はもう廃止して、やはりこっちのほうに行こうという提言は、これから私は市長にずっとしていきたいなという気でおりますので、21年度が無理なら22年度の予算編成のときに、やはりこれからの嬉野市の方向性というものについて変えていかなければならないという意思をお伝えしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山口 要君）

これで神近勝彦議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、午後1時まで休憩をいたします。

午後0時5分 休憩

午後1時 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

8番川原等議員の発言を許します。

○8番（川原 等君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回はバリアフリー日本一を目指す嬉野市の整備について、2番目に塩田津の消防水利確保について、3番目に下水道施設の今後について、以上3点についてお伺いをいたします。

バリアフリーという言葉をよく耳にします。どのような意味があるのか調べてみましたら

このように書いてありました。バリアとは邪魔をするという意味で、フリーとはその邪魔なものがないという意味でした。例えば、車いすを使っている人にとっては、段差や階段があればそこから先には自分の力だけで進むことはできません。では、どうすれば進むことができるでしょうか。人の手助けを受けるか、もしくはスロープやエレベーターを設置していただければ通ることができます。

さらにハートビル法という法律が1994年に制定されております。この法律は、公共の建築物だけではなく、ショッピングセンターなどのたくさんの人が利用する建物の出入り口、廊下、トイレなどをバリアフリー化することを法律で定めてあります。また、乗り物についても2000年には交通バリアフリー法を定めてあります。このためにノンステップバスのように乗りおりが楽になるようなバスが出てまいりました。

このように、高齢者であっても障害者であっても、ふだんの生活ができ、外に出歩くことが当たり前ができるよう整備を進めなければなりません。嬉野市は、10年後に新幹線が開通する予定です。嬉野温泉駅から大勢の観光客が乗りおりされるためにも、バリアフリー事業については真剣に進めていかなければいけないと思います。今回、私は公的なトイレの整備についてお伺いをいたします。

健全者にしろ、高齢者にしろ、障害者にしろ、公的なトイレの整備が進んでいるか否かは、嬉野市を訪れる人々にとって大きな問題の一つと考えます。8月の市報に「みんなのトイレ設置補助金のお知らせ」が掲載されておりました。嬉野市では人にやさしいまちづくり事業の一環として、車いす利用者などの障害者や高齢者の皆さんが気軽に利用することができる車いす対応や多くの機能を持つトイレの設置拡大に努めていますので、商店や料飲店などを経営されている事業者の方々に募集をされておりました。

そこでお伺いをいたしますが、募集期間が8月1日から9月16日までとなっておりますが、現在の応募状況についてどのようになっているのか、また、どこの部署でチェックをするのか、基準となるモデルのトイレがあるのか、お尋ねをいたします。

また、県でも佐賀県福祉のまちづくり条例を制定されており、施設整備マニュアルで基本的な整備の仕方を定めてあります。嬉野市にあります県の施設を利用して、嬉野市で取り組んでいる人にやさしいまちづくり事業に生かすことができないか、多くの機能を持つトイレの設置に県と協調しての整備ができないか、お伺いをいたします。

2番目に、塩田津の消防用水についてお伺いをいたします。

総務委員会では8月4日に嬉野市消防団役員の皆さんと意見交換会を行いました。いろいろな意見が出てまいりました。その中で、塩田津を火災から守るためには浦田川の水が必要不可欠であるとの意見でした。しかし、浦田川の現状は上流で藻が繁殖し、また下流のほうでは汚泥が堆積しており、水をくみ上げるためには藻や汚泥を取り除く必要があるとのことでした。

ここで伺いをいたしますが、河川を管理している県に対して、このような要望をされているのか、また、2カ所の橋のところでの集水を望んでおられますが、現状では集水することができないとのことでした。セメントで利用できるようできないかとのことでしたので、恐らく集水ピットのようなものを望んでおられると思います。塩田津の町並みを火災から守るためには、すぐにでも取り組まなければならないと思いますが、県との協議になると思います。先ほど申しました藻や汚泥の除去と合わせ、どのような対応をされるおつもりなのか、市長の考えをお伺いいたします。

最後に、嬉野市では旧嬉野町では公共下水道、旧塩田町では農業集落排水事業を進めております。しかし、その後の残された地区をいつから、どのような方法で整備されるお考えなのか見えておりません。自然の環境破壊につながる一つの要因として、家庭よりの雑排水が大きな一因となっていることは、今ではだれもが認識していることと思います。小川では魚が泳ぎ、アメンボ、メダカなどの小さな生き物や夏の夜を彩る蛍などの復活を進め、自然環境をもとに戻すためにも、この事業は早急に進めなければなりません。しかし、塩田地区では現在進められている五町田・谷所地区での農集排事業後の方向性をどのように考えておられるのか、また、嬉野町でのこの先の計画はどうなっているのか、伺いをいたします。

事業には公共下水道、農業集落排水事業、市町村設置型合併処理浄化槽の3つの方法があります。今後の事業に合併処理浄化槽もあわせ検討されるお考えがあるのか、伺いをいたします。

以上にて壇上からの質問を終わります。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

8番川原等議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、大きく3点でございます。1点目がバリアフリーの整備について、2点目が塩田津、特に浦田川の消防水利の確保について、3点目が下水道（汚水処理）施設の今後についてということでございます。

バリアフリーの整備についてお答え申し上げます。

人にやさしいまちづくりの実践につきましては、新しい嬉野市の重点施策として努力してまいりました。民間におかれましても、全国で2番目にバリアフリースターセンターを立ち上げられ、実践していただいております。今回のみんなのトイレ設置補助金につきましては、具体的な施策として広報いたしております。旧嬉野町では県内の自治体では最も早くオストメイトトイレを嬉野町文化センターに設置し、公会堂などにも設置をしてまいりました。県でも各地の施設に多機能トイレを設置するよう、自治体への呼びかけを行ってまいりました。今回の施策につきましては、一定の条件、一般に開放して利用できるを備えている多機

能型のトイレを、主に町中に設置していく施策であります。

お尋ねにつきましては、現在1カ所から問い合わせがあつておるところでございます。改造の費用など負担があられますが、バリアフリーのまちづくりを推進する視点から、今後できるだけ設置していただくよう呼びかけを行ってまいります。

また、担当部署につきましては、企画部地域づくり課が担当いたしております、現在広報や相談を行っております。

次に、モデルとなるトイレにつきましては、今回条例をお願いいたしております温泉公園でございます多機能型トイレが参考になるものと思います。だれもが比較的オープンに利用でき、車いすなどを利用される際にスペースが余裕があり、関係器具なども障害者利用を前提に設置してあるものがモデルになると考えております。

県有の施設につきましても、当然今後の設置につきましてはお願いをしてまいります。既に特別支援学校うれしのにつきましては、全館バリアフリーの視点で整備をいただいておりますところございまして、佐賀県茶業試験場などにつきましては、今後の整備になるものと思っております。

次に、2点目の塩田津（浦田川）消防水利の確保についてお答え申し上げます。

浦田川の整備につきましては、450メートルにわたって整備が行われております。以前にも佐賀県に要望いたしまして、平成14年、平成15年、平成17年に一部しゅんせつをお願いいたしました。今回、伝統的建造物群の地区に地下式の防火水槽を設置するため工事をいたしております。今後は、平成22年以降には現在解体整備を行っております西岡家住宅の河川寄りの広場に地下式の防火水槽の設置を予定しているところでございます。

緊急の初期消火には、消火栓や防火水槽で利用できますが、長時間の放水や地理の関係では浦田川と塩田川本流からの中継消火になると想定をいたしております。現在の浦田川のしゅんせつの状況はよくありませんし、また、昨年、商工会の婦人部の皆様との意見交換の中でも、水が滞留して衛生的にも景観的にもよくないとの御意見をいただいております。県とも協議をし、対策を要望してまいりたいと思っております。

以前、県と協議した経緯の中では、基本的に流下断面に3割弱の土砂が堆積した場合につきましては、しゅんせつ工事を行っていただくということになっておりますので、調査もお願いをしてまいります。

次に、下水道（污水处理）施設の今後についてお答え申し上げます。

嬉野市内の下水道の施設の今後についてでございますが、嬉野地区では公共下水道事業を推進しております、全体計画が453ヘクタールで、現在の進捗率は146ヘクタールとなっております。

計画を策定する課題は、水源の上流ととらえられております大野原地区、吉田春日地区、上岩屋の一部地区などの污水处理計画をつくる必要があります。現在、計画に沿って推進中

ではございますが、今後の財政事情を見ながら工事を推進してまいります。

塩田地区につきましては、全体を農業集落排水事業で推進するよう計画されております。現在、五町田・谷所地区を統合させて建設中でございます。その他の地区につきましては、財政事情を考慮しながら取り組んでまいります。

次に、市町村設置型の合併処理槽での設置につきましては、以前の塩田町議会で比較対照を行いながら慎重に検討いただいた結果、塩田町につきましては農業集落排水事業により推進するとの結論がなされておりますので、現在は考えておりません。

以上で川原等議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきますと思います。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

それでは、再質問をいたします。

まず、商店街で進められております多機能トイレについて行います。

商店などでトイレの改修を最終的には何カ所ぐらい整備される計画なのか、まずそれを伺います。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

件数といたしましては、予算的には多機能トイレとして全体的に4,800千円の予算をしておりますので、件数として多機能トイレといたしまして最高で補助の対象額は3,000千円ということになっておりますので、件数によって若干違ってくると思いますので、具体的には何件ということとは想定をしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

ちょっと質問の仕方が悪かったんですけども、嬉野地区で言えば、極端に言えば商店街ですよね。その商店街の中で今回の予算じゃなくて、全体的に将来的に見て、どれくらいの範囲でされる計画なのか、目標なのか、それを伺いたいと思います。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

そのことについては、まちづくりプランを作成しておりますので、全体的にそういった、

これに賛同してくれる商店街の方に協力をお願いしたいと。今、多機能トイレがあるについては、嬉野市内で4カ所把握をしております。4カ所につきましては、佐賀嬉野バリアフリーツアーセンターが1カ所、それから嬉野温泉公園が1カ所、それから文化センターと公会堂、4カ所ですね、今、多機能トイレがあるということで認識をしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

それはわかりますけれども、結局、商店街の中に今度の機能を多く持ったトイレをつくるように整備されるわけでしょう。だから、それに対して、先ほども申しますように、全体的に商店街の中でどれくらいの件数を、そういうのと全然関係なしに進められているわけですか、市長。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

全体的には、何基というのは設定はいたしておりませんが、商店街、旅館街ですね、いわゆる一般の方が使用される通路等について、できるだけ近いところに何カ所かでもあればいいわけでございますので、今後PRを重ねていながら、ふやしていくように努力したいと思います。現在、何メートル置きに何個というのは、計算いたしていません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

今現在で1カ所の問い合わせがあっているという話でしたですね。ちょっと少しがっかりしたんですけど、商店主の方とか、この辺の説明はどんなふうに行われているのかお伺いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

一応8月の市報では市民の皆さんにお知らせをしております。そのほかには、商工会とか商店街組合、また旅館組合等には直接出向いてお願いをしております。その中で1件、商店街組合からも問い合わせがありました。あと、一部負担金の問題で今検討をしていただい

ているところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

当初予算が4,800千円計上されていたと思います。新幹線が開通する10年後を見据えての整備だと私は考えておりますけれども、トイレの改修というのは一番大事なことだと考えております。その中で、4,800千円見てあって、今回1件の話が来ていたと、結局、お金は余るわけですけど、このお金を没にすることじゃなくて、担当課の頑張り、市長の頑張り、とにかく将来的な命運がかかっているような気持ちを持って使い切ってほしいと思うんですけど、この予算をです。どうでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今、担当申し上げましたように、広報をしたり直接お願いに行ったりしておりますので、一応今1件問い合わせがあっているということでございますが、なかなかそれぞれの負担金の問題とか、また場所の問題とかありまして、なかなか難しい課題であるというふうには承知はいたしております。しかしながら、今、議員御発言のように、将来考えていけば絶対必要な施策でございますので、私どももまたいろんな形をお願いをして理解を求めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

きのうですね、担当課長とモデルのトイレはどこになるかお尋ねしました。それが温泉公園のところということでしたので、きのう一緒に見に行ってみました。内々の寸法が、恐らく2,500、2メートル50センチ角ということで、非常に大きかったんですけど、これを見て、商店の中でこれだけの広いトイレをつくる方が、本当何名いらっしゃるだろうかという気がしたんですよ。この今回の予算を提案されて、前もって事業主の方とか、何人かの方とか、そういう話をされてからこの予算を計上されたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

この事業から説明いたしますと、合併の支援策として県のほうから事業補助を受けている事業です。これが18年度に地域活性化プラン共同作成というふうなことで、まずプランをつくるというようなことで、プランを18年度に作成をいたしましたので、19年度からこのプランに向けた事業を実施するというふうなことで、19年度から23年度まで5年間、約50,000千円の事業の補助金として25,000千円、このメニューの一環でございまして、そこで今回みんなのトイレという形でことしと、要望があれば来年度まで続けたいというふうに考えております。

説明でございますが、当初は計画するときには説明はいたしておりません。その後に予算が確定になってから、今言ったような商工会並びに商店街組合の方にはお話をして回っているところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

確かに整備ができれば非常にいいことだと思います。どこまでの整備ができるのかわかりませんが、とにかく担当課としては精いっぱい頑張りたいというふうに思っています。

少し話が変わるんですけども、毎年行われることでありますけれども、佐賀県のある政治団体から塩田支部に対して、県に対しての要望をとりまとめて提出してほしいという話があります。これはずっと続いております。塩田支部のほうではいつも道路関係の要望と、うれしの特別支援学校の医療機関を近隣に設置してほしいと要望してまいりました。市長には医療機関の設置などについては大変御尽力いただきまして、大変感謝しております。

その中で、今回の医療機関の設置については、県のほうでも本当に真剣に対応していただきまして、医療機関をすぐに誘致することはできないということですが、嬉野市内とか武雄、鹿島、白石などの近隣の病院でネットワークを組むということで、そういう方針で進んでいただいております。

そこで、今回、それ以外に何か要請というか、お願いすることはないかということで、身障者持つ保護者の方にお問い合わせをいたしました。そこで出てきたのが、多くの機能を持ったトイレを要望したいということでしたので、その要望書を出していただきまして、塩田支部として県に対してお願いしてほしいという旨を8月25日の政策懇談会の中で申ししてきました。その保護者の方が出された要望書を少し紹介してみたいと思います。

公共施設の障害者用トイレ、これ多目的スペースと書いてありますけれども、乳幼児から

大人まで使える、おむつがえのための台を設置してほしいということなんです。現在、民間の商業施設でも障害者用トイレにおむつがえの台を設置しているところは、知っている限りで2カ所しか見たことがありませんが、公共施設においてはまず記憶にありません。障害者の方でも便座に座れる場合はいいのですが、常時おむつ使用の場合、1歳を過ぎるとベビー用のおむつがえ台は到底使えず、せっかく障害者用のトイレがあるにもかかわらず、やむを得ずに狭い車の中か、もしくは食事の際、運よく昼の間があれば、隅のほうでおむつがえをしているというのが現状です。これではなかなか外出もままなりません。9歳の娘でさえ大変なのに、まして重度の大人の方はほとんど障害者用トイレを利用できていないはず。障害者用多目的スペースということで、広いスペース、手すり、ベビー用おむつがえ台、ストマ用洗い場などがあっても、乳幼児から大人まで使えるおむつがえの台まで設置しなければ意味をなさないと思います。佐賀県は全国に先駆けてパーキングパーミットを初めて取り入れ、他県の方からも大いに関心を寄せていただいて、視察にも多くこられていることと思います。観光地や公共施設の障害者用駐車場だけでなく、障害者用トイレの設備も充実した県を目指してほしいと思います、というのが要望なんです。

その2番目ですね、写真をつけていますけど、この分が温泉公園では内々の2メートル50センチぐらいの広さやったんですが、これは恐らく3メートルあるんじゃないかと思うんです。大人用のベッドといいますか、そういうのを置いてあります。先ほど申しましたように、民間に2カ所しかないということで、1カ所教えてもらいましたので、見に行つて写真とつてきたんですけど、ジャスコの大和店なんです。民間もこういうふうな施設をつくるようになってきております。

そこで、市で考えておられる多機能トイレのほかに、ベッドではなくて、だれもが、先ほど申し上げたように利用できるような、大人の方が横になれるようなベッドを設置してほしいということなんです。これが何カ所という話はできませんけれども、塩田で1カ所なり2カ所なり、嬉野でも何カ所か、県のほうの施設も一緒に交えて考えていただければと思つておるんですけども、市長いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

以前も町の時代に検討したことございまして、今この文書の中にありますけれども、ストマの問題もいろいろ課題もありまして、検討したこともございます。そういうときにも、やっぱり今議員御発言のような、大人の方が外出されるということは非常に機会が少ないということで、オストメイトのトイレをつくらうということでつくったわけでございます。ただ、オストメイトの施設でありまして、ここに書いてありますように、ベッドが入るようなス

ペースにはなっておりませんので、この御提案とは少しこう、なかなか届いていないのではないかというふうに思います。

やっぱりこれだけのスペースをとるとなると、建屋全体からの最初からの設計が必要ではないかと思しますので、今後、検討する場合につきましては、もちろん御提案につきましては考慮しながらしなくちゃならないと思いますけれども、なかなか一気にかえるというわけにはいきませんが、将来に向けては努力する必要がある御提案だというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

ぜひよろしく願いしておきたいと思います。

次に、塩田津の消防水利についてお伺いいたします。

最終のしゅんせつ工事は、平成17年と言われたと思いますけれども、その後は全然やっておられないということでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

平成17年につきましても、一部でございまして、全体のしゅんせつにつきましては、その後は行っておられないと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

そしたら、その浦田川の今の状態を県のほうにお願いするというのは、何回かされとつとでしょうか。改善するために。結局、冒頭から申しましたように、藻が生えていて、汚泥がたまっていてという状態なんですけれども、そういうのを見て、今まで全然要請をされていなかったということですか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 1 時 29 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松尾龍則君）

現在は農業委員会のほうですけれども、その当時、塩田の建設課長をしておりましたので、ただいまの御質問についてお答えいたします。

浦田川のしゅんせつ、それから、藻の除去につきましては、毎年地元から要望がございますので、その面に関しましては土木事務所のほうに要望をいたしております。ただ、なかなか予算的な面がございます、先ほど市長が申されましたように、しゅんせつにつきましては3割以上の汚泥がたまらないと、なかなかしていただけないということが現状でありましたが、要望につきましては毎年行っておりました。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

まちの中で火災が発生した場合に、水はどこから持ってくるか。これは浦田川しかない、これはだれでも思っていると思うんですよ。現状は藻が繁殖していて、さらに汚泥がたまっていて、結局水面が浅くなっている。消防団の方は、これでは消火に支障があると言われていて、火災が発生したときにこれで本当にいいのかということなんですね。消防団の方と行政の危機意識というのが相当ずれているんじゃないかと思うんですけど、これは8月4日やったですかね、意見交換のときに話が出まして、そういうふう感じたんですけども、いかがですか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

伝建地区の防火体制につきましては、浦田川が貴重な水利ということは十分承知しております。現在、防火水槽を1基設置が進んでおりまして、多分ことしじゅうには使用できる状態になるかと思えます。ただ、浦田川の水利につきましては、ちょっと特殊な事情がありまして、あそこは樋門でとめております。樋門をあけますと、今度はますます汚泥が入ってきます、満ち潮のときに。多分、1カ月でいっぱいになるかと思えます。

それと、上流からの水の流れが非常に少ないわけですが、これは浦田川に注いでいる水につきましては、宮ノ元、本谷、下野辺田地区とずっと流れてきております。ここの分につきましては、水利権が北鹿島土地改良区にありますので、花佳の裏から花立水路を通じて塩田川のほうに戻すような水利権になっております。塩田川がいっぱいになりますと浦田川に流れてくる。塩田川が空になりますと、浦田川に来なくて塩田川のほうに流れていくというよ

うなことで、水利権の問題で、すべて浦田川のほうに水を引くということはできません。ただ、火災のときは、それは緊急事態ですので、当然水利として利用はできると思いますが、現状では浦田川につきましては非常に水量が少ないということと、それから、樋門をあけられないということ、こういう現実があります。

以上です。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

いや、そういう事情があったにしてもですよ、塩田町の火災がなった場合にはどうしても浦田川から取らんばいかんわけでしょう。今の状態では、今の現状では取りにくい状態になっているわけでしょう。だから、藻を撤去したり、汚泥を除去したり、そういうことはできるんじゃないですか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

県のほうがですね、先ほど元建設課長から説明があったとおり、県のほうの予算で大体処理していただいているんですが、現状で県のほうの行革が進みまして、河川関係の予算が3分の1から5分の1ぐらいに減っていると思います。その中で適宜、鹿島土木所管内ですが、必要なところから工事が進められていると思います。河川の堤防の整備率が、多分県下で50%ちょっとぐらいだったと思います。時間雨量60ミリに対応できるような整備をされていると思います。この浦田川が最優先でしていただければ一番いいんですが、現状では浦田川が最優先でないということを御理解をお願いします。

以上です。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

最優先とか、最優先じゃないとか、そういうことじゃなくて、これは絶対必要なんでしょ、ここは。これがなかったら、もし火災が延焼したりして大きくなった場合にはどうにも手をつけられんわけでしょうが。だから、県の予算がどうのこうのと、それはわかりますけれども、塩田の町中の町民の生命と財産を守る一番大事なところですから、そうなれば極端に言えば市の財政からでも何らかの措置をしてもいいんじゃないですか。そういうふうを考えなければいけないんじゃないかと私は思うんですけど。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（森 育男君）

お答えをいたします。

この浦田川の汚泥、また除去については、今先ほど元建設課長が申しあげましたように、県のほうに要望していると。そうした中でも、やはり財政的な状況の中でできていないというのが現状だろうと思います。そういうことを踏まえて、再度私どものほうからも、これの処置について再度県のほうにお願いするという努力を今からもしていきたいと、そのように考えております。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

その件については、まちの中での一番大きな問題だと思いますので、どうぞよろしく願います。

それと、そのときの意見交換会のときにちょっと話が出たんですけど、2カ所橋のあるところから集水したいというような話がありましたよね、課長。それについてはどうですかね。

それともう1つ、タラップをつけてほしいでしたかね、階段でしたかね、はしごなんかと言われたと思いますけど、そういうことについてはどのように考えますか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

浦田橋のところから水利を取りたいということを希望があったと思います。それで、私たちも担当として考えまして、もう50メートルぐらい下流ですかね、あそこに階段があります。もともと改修が進む前は、あそこに井堰、板なんかを立てて、たしか水利が確保できたと思います。そこにできないかということで土木事務所の方に問い合わせましたところ、河川の中に今構築物をするのは許可できないというような返事をいただいております。

今のところ、その浦田橋の下はたしか石を敷いてあると思います。深さにつきましては、取水できるかどうかは非常に不確定な状態だと思います。ただ、あそこにまた集水ピットをつくるにつきましては、また県のほうの許可をいただかねばなりません。もう1つ50メートル下のところは階段もありましたので、そこで考えてみたときに許可できないというような返事をいただいております。

以上です。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

はい、わかりました。しかし、私も土木事務所に行ったことがあるんですけど、その橋の

下で集水をとという話をしました。そしたら、住宅のほうの石垣を何メートルか結構高く積んでありますよね。あの分ので、要するに基礎がどういうふうになっておるかわからんから、簡単に掘れませんという話をいただいたもんですから、それを聞いてなるほどなという気がしたんですよ。だから、先ほど課長が言われるように、階段のあるところですね、そういうところでもしできましたら再度話ばしていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

以前に水利として確保していたコンクリの跡がありますので、そこを今階段もして、あそこは神様かなんか祭ってあるところなんですけど、そこに階段で下におりるような形ですつてありますので、そこをぜひ利用したいということで再度要望していきたいと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

よろしく願いしておきます。

それでは、下水道施設についてお伺いをいたします。

現在行っております五町田、谷所地区は、平成23年に竣工というが、供用開始するわけですが、その後、塩田地区では久間北部、東部、それと大草野地区が残っております。今後、残された地域はどのように進めていくおつもりなのか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

基本的にはもう方向性は出していただいたわけでございまして、それで、五町田、谷所地区につきまして、いわゆる供用開始後、いつから着工するのかということであろうと思います。そういうことで、私どもとしてもできるだけ早くとは思っておりますけれども、以前の農業集落排水のときにも相当議論があったように、いろいろ大きな費用がかかりますので、市全体の財政を見ながら取り組みをさせていただくというふうなことで今考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

8月24日の佐賀新聞でしたか、県内の汚水処理普及率が発表されておりました。それによりますと、佐賀県は全国で38位、進捗率がですね、普及率がですね。嬉野市は県内で15位になっていて、整備のおくれを感じております。さらに県の水道課は、年平均3%という目標どおりの整備が進んでいるとしながらも、財政状況は厳しさを増しており、今後は市、町の整備計画の見直しの可能性も出てくるのではないかというふうに言われておりました。当然、嬉野市は新幹線の工事と駅の周辺整備が絡んできます。その辺でどうなるのかなと、引き続き汚水処理の事業が進めていかれるのかどうかという気はしていますけれども、環境に対する自然の復元といいますか、そういうのも国の大きな課題でもありますし、ぜひとまることなく続けてほしいと思いますけれども、市長、再度もう一回お願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

私も新聞を読んでおりますし、ほかの市町村、数年前と比べると、どこでも取りかかってこられたなど。しかし、塩田、嬉野とも割と早いほうには取り組んだわけですが、進捗状況はまだまだというところだろうと思います。それで、これはいろんな、市長会でもありますし、また下水道関係の会もございますので、そういう点では、今お話しのように財政問題がどこでもネックになってきているわけございまして、やはり県、国の制度的な優遇措置といいますか、そういうものをぜひ引き続き継続していただくように、これからも運動していかなければならないというふうに思っております。

先発の地区につきましては、既に都会地では工事が済んでいるわけですが、残っているところが、いわゆる地方と言われるところが非常に苦労しておりますし、また、地方のほうが財政的にまた苦労しているというふうな状況で、進んでいないと。その中でも特に佐賀県がおくれたということでございますので、議員御発言のように、できるだけ財政をやりくりしてでも取り組みをしたいというふうに思っております。そういうことで、全般的な財政状況を見ながら進捗させていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

今まで塩田町で供用開始になれば、大体3年以内に接続をお願いしますという要請をしてきたわけなんですけど、嬉野地区の公共下水道の接続はどのようになっているのか、まずお

伺いたします。

○議長（山口 要君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。

嬉野の公共下水道の接続率は、27.5%となっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

私は、何年以内に接続をしなければいけないかというお話をしているわけですが、接続率じゃなくて。嬉野地区の公共下水道は何年以内に接続を目標に進んでいますかという話をしているわけです。

○議長（山口 要君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。

接続につきましては、下水道法の水洗便所への改造義務ということで、供用開始から3年以内に接続をしなければならないとなっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

大体3年以内が目標ということですね。で、今さっき接続率ば言われましたけど、30何%ですかね。何%。

○議長（山口 要君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

27.5%でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

今のその数字は、供用開始が始まってから、今2年半ですかね、うちは。その数字というのは正当なのかどうなのか。正当というのはおかしいけど。進んでいるのかおくられているの

か、どのように判断しますか。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（宮崎和則君）

お答えをいたします。

ただいま課長から27.5%の接続率というふうな答弁がありました。議員おっしゃられるように平成18年3月10日に供用開始をいたしまして、公共下水道につきましては認可区域の工事の完了をした分について、それぞれ1年分の供用開始をいたしますので、1年目の供用開始地区、2年目の供用開始地区、3年目の供用開始地区ということで、それぞれ面整備が広がってまいりますので、現在のところは全体の27.5%ということで、最初の供用開始地区につきましては、もっと接続率はアップしているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

そしたら、今、先行して接続をされている方たち、数は正常だと——どう言ったらいいですかね。想定内といいますか、ということですか。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（宮崎和則君）

お答えをいたします。

現在の接続につきましては、私どもとしましては想定以上の接続というふうなことで、これにつきましては、ゆうゆう水洗化貯金なり、あるいは早期加入の特例というふうな接続の促進の成果というふうに感じております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

はい、わかりました。

次に、先ほど市長が答弁で申されました中で、大野原地区というのが出てきたと思いますが、その分の説明をちょっとわからなかったのをお願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員も先ほど御発言されましたように、いわゆる汚水対策ということにつきましては、やっぱり河川の上流から下流までということが前提になるわけですが、今取り組んでおりますのが、河川でいいますと、ちょうど中流域といいますか、嬉野の場合ですと住宅密集地ということになります。そこを進めております。そういうところにつきましては、大体公共下水道でというふうなことをやっているわけですが、最も上流となります大野原地区とか、それから上岩屋の上流の地区とか、吉田の春日地区とか、そういうものにつきましては、まだ将来の整備の方針を出しておりませんので、そこにつきましては公共下水道の進捗に合わせて、将来そういう地区をどのような形にしていくのかということについて検討する必要があると。塩田地区の場合は、今の考えでは、以前の考えでは塩田地区は全部農業集落排水事業でという方針が出ておったということですが、嬉野地区はまだ全体のそこまでの整備計画はあっておりませんでしたので、そういうことで申し上げた次第でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

はい、わかりました。要するに、上流の部分は今後検討するということですね。——はい、わかりました。

塩田地区のほうも下水道の工事については非常に待ち望んでおりますので、その辺は十分加味されて、ただ、先ほど話が出てきましたように、新幹線の問題とか、いろいろありますので、その辺をぜひ十分にクリアされて、あと残りの地区もスムーズに着手できますように頑張ってもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山口 要君）

これで川原等議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。18番西村信夫議員の発言を許します。

○18番（西村信夫君）

通告の順序に従いまして一般質問をいたします。

今回の定例議会では、裁判員制度について、それから、後期高齢者医療保険料の口座振替について、それから、上久間線の廃止について、4つ目に、社会文化体育館の建設について、順次質問を行います。

それでは、まず第1番目に裁判員制度についてお尋ねをいたします。

国民が刑事裁判に参加する裁判員制度が、来年5月21日から実施される予定であります。この制度は、20歳以上の一般市民から無作為にくじ引きで選ばれて、裁判員が裁判官と一緒に

に刑事事件を審理し、有罪か無罪か、あるいは有罪の場合は死刑や無期懲役など、刑罰の判断を決めさせる制度であります。

佐賀地方裁判所は、来年5月から12月までに必要な県内の裁判員候補者数を1,200名と決め、嬉野市の割り当て数は、さきの新聞情報では41名と公表されております。それを受けて選挙管理委員会は、選挙人名簿からくじ引きで裁判員候補者の予定者を選び、10月15日まで地方裁判所に名簿の送付を行い、年末までに裁判所から本人に通知されるようになっております。

しかし、この裁判員制度は一般市民には大変難しく、議論も説明会もなく一方的に進められており、内閣府の世論調査では、裁判員制度へ市民の参加には消極的、あるいは否定的な意見が約8割を占めていると言われております。行政の執行権者である市長は、この裁判員制度はどのようにお考えなのか、以下質問をしていきたいと思っております。

まず1つ、裁判所などからの依頼で、市民への周知の徹底、取り組み等をどう行われているのか、お尋ねをしたいと思います。

2番目、市職員がもし裁判員に選ばれた場合の勤務の取り扱い、あるいは休暇制度についてはどのような仕組みのもと施行していくのか、お尋ねをしたいと思います。この裁判員制度につきましては、市長として具体的な中身の濃い答弁はできないかと思っておりますけれども、範囲内で答弁を求めていきたいと思っております。

次に、後期高齢者医療保険料の口座振替についてお尋ねをいたします。

75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度は、2006年6月、小泉内閣の国民的議論もなく、自民、公明両党での強行採決で決まり、ことし4月から制度が実施をされております。75歳以上の保険料は原則年金からの強制天引きで、また、子供の扶養家族の高齢者の新たな保険料の徴収となっております。4月から始まったばかりの後期高齢者医療制度は、スタートからさまざまな矛盾が明らかになり、今や国民的批判が広がっております。

政府・与党は6月、慌てて見直し策を示し、保険料の年金天引きから口座振替でも支払いができるように一部見直しが行われたようです。しかし、これは部分的な見直しで、国民の批判をかわし、後期高齢者医療制度の延命を図るねらいではないでしょうか。嬉野市後期高齢者の医療保険の口座振替について、以下2点質問をしていきたいと思っております。

まず1つ、口座振替の可能要件及び8月12日まで申請された件数はどのようにしておられるのか示していただきたいと思っております。

それから2つ目に、保険料を口座振替に変更すると、社会保険料控除の適用で税金の負担が軽くなると聞かすが、具体的にお尋ねをしていきたいと思っております。

それから次、上久間線廃止についてお尋ねをいたします。

上久間線は今から54年前、昭和29年10月2日、当時、上町バス停から堤ノ下まで開通をいたしております。その後、鹿島バスセンター発、浅浦、平山、石垣、五町田経由を経て運行

をされており、当時は唯一の公共交通機関として欠かすことのできない生活路線でもありました。しかし、今日、自家用車等の普及で利用者が大幅に減少して、今月、9月末で廃止になるということになっております。

そこで、まず1つ、上久間線の廃止に伴い、廃止後の他系統のバスが乗り合いタクシーの運行との計画でありますけれども、具体的に示していただきたいと思っております。

それから最後に、社会文化体育館の建設についてお尋ねをいたします。

合併してはや2年8カ月になります。合併協議会決定事項として、社会文化体育館建設は建設に向けてリーディング審議会で協議をしていただきましたが、建設場所の決定に至らず答申がされました。塩田地区住民は、今や社会文化体育館建設はどうなるだろうか、住民はそれぞれいら立ちがわき、市長の政治力が問われております。この際、市長の大きな政治決断として、社会文化体育館の建設が大きく動いていくことを望んで、この場からの質問にさせていただきます。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

18番西村信夫議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては4点ございまして、1点目が裁判員制度について、2点目が後期高齢者医療保険料の口座振替について、3点目が上久間線廃止について、4点目が社会文化体育館建設についてでございます。

まず、裁判員制度からお答え申し上げます。

司法の独立性を高め、円滑な裁判制度を実現するために、平成21年5月から施行されるところでございます。先日、裁判員の具体的な人数が市町村別に発表され、嬉野では41人と発表されました。選挙人名簿から無作為に選ばれ、指名され、裁判員として裁判に参加することになります。我が国では初めての制度であり、国民の理解を十分求めて施行されることが大切であります。

広報や研修につきましては、裁判所が実行することになっております。自治体といたしましては、裁判所の依頼を受け、広報に協力することになります。嬉野市では、既に裁判所の依頼によりポスターを掲上したり、個別のお知らせパンフレットの配布などで御協力をいたしております。国、県でも、テレビ、新聞などのマスコミの利用や、教育現場では子供たちに裁判への知識を持っていただく過程で、裁判所の仕組みや裁判員制度についても学んでいるところもございます。いずれにいたしましても、これから施行に向け広報を行っていかねばならないと考えております。

お尋ねの嬉野市職員が裁判員として選ばれた場合についてでございますが、裁判員が公の業務となりますので、特別の休暇を与え出席をいたさせるところでございます。加えて、裁

判員候補者並びに補充裁判員、選任予定裁判員につきましても同じ扱いとなります。

次に、2点目の後期高齢者医療保険料の口座振替についてお答え申し上げます。

後期高齢者医療保険制度につきましては、多くの御意見が寄せられたところでございます。嬉野市では、県下市町と連合による事務組合を組織し、職員を派遣し、取り扱いを開始しております。国に対して多くの御意見が寄せられ、制度の変更が続いております。その影響もあり、市役所内部での事務量が急増し、連日、残業により業務をとり行っておりましたが、予想以上に事務量が増大いたしましたので、9月から人事異動を行い増員したところでございます。今後もさまざまな課題が予想されますが、一日も早く定着するよう期待しております。

今回、年金からあらかじめ納付する、いわゆる天引き制度に加えて、普通納付、つまり口座振替による納付が導入され、御案内を差し上げたところでございます。嬉野市では3,707名全員に御通知を申し上げまして、115名の方が口座振替を利用されることになりました。比率としては3.1%でありました。

次に、保険料の変更につきまして、直接安くなることはありません。後期高齢者保険制度につきましては、今まで行われてまいりました国民健康保険が世帯の単位に応じた金額をお支払いいただいておりますことと比較しますと、今回の保険制度につきましては、基本的に個人の所得に応じた金額をお支払いしていただく制度になっているところでございます。しかしながら、御意見のように、口座を基準にとらえれば安くなる場合もあります。今回、振替が可能になったことにより、御夫婦の場合、妻が夫の口座から振替をするよう手続をされた場合に、振替された金額を夫の社会保険料控除として所得から控除することが可能になります。この場合は、夫に所得税、個人住民税が発生する場合に控除できますので、その分、夫の税金が軽くなる場合があるということでございます。

3点目の上久間線廃止についてお答え申し上げます。

嬉野市と祐徳バスにより運行がなされ補助を行ってまいりました上久間線が廃止になります。原因としては、利用者の減によるものであります。廃止の意向が示されてから、地元区長会や利用される比率が高い老人会の皆様と協議をしてまいりました。利用される人は非常に少ないわけではございますが、全然ないわけではありませんので、何とか公共交通を確保できないかとの要望が出されました。現在開いております地域公共交通会議の協議会でも意見の交換をいたしたところでございます。結果として、ジャンボタクシーにより10月から週2便、1日3往復の運行を決定いたしました。この運行により、バス停も要望の高いところを増設し、利便性を高めるよう努力をいたしております。

なお、浅浦経由がございましたが、廃止後は吉田鹿島線が3便増便されることにより、利便性は確保される見通しとなっております。

次に、社会文化体育館についてお答え申し上げます。

旧塩田町時代から、社会文化体育館の建設について検討がなされてまいりました。合併以降、早急に結論を出して進捗させることを目指して審議会で御検討いただきました。しかしながら、さまざまな意見があり、建設場所につきまして結論を出さずに両方の比較をして答申をいただきました。長い間、御検討いただきました審議委員の皆様には改めてお礼を申し上げます。

今後は、再度多くの御意見をいただけるよう団体などの意見を承ってまいります。先日は体育協会、文化連盟、塩田地区区長会の皆さん方の意見交換会を行いました。いずれの会でも真剣な御意見をいただいたところがございます。以前、このように多くの場所で社会体育館について行政から説明が行われていなかったとの御意見もいただいたところがございます。今回、場所、また施設内容につきましても、意見はさまざま出ております。今後も意見をいただく機会をつくってまいりまして、できるだけ多くの意見をいただく中で、将来、多くの市民の方が親しんで御利用いただけるような施設を建設することを念頭に努力を続けてまいりたいと思います。

以上で、西村信夫議員のお尋ねについてお答えといたします。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

順序が前後いたしますけれども、まず、後期高齢者医療保険口座振替から進めていきたいと思っております。

後期高齢者医療保険制度は、ことしの4月から実施をされまして、国民の批判が高まる中で、いろいろ制度的にもころころころころ変わりがちで、先ほど市長が答弁でお話しされたように、現場の職員は大変混乱をして、ことしの夏も休みなく御苦労していただいているということを聞いております。この制度自体、大きな誤りであったというのが今切実に明らかになってきているようです。

そこで慌てふためいた政府は、6月、一部見直しを行いました。口座振替についても後期高齢者75歳以上の高齢者から大変なる批判を受けて、どたばたで制度改正があったわけですが、嬉野市の後期高齢者3,707名の方が、市役所からの後期高齢者の口座振替の通知を受けて手続をなさっているようでございます。しかしまた、冒頭私は後期高齢者の口座振替は何名かという、あわせてこの口座振替の対象要件ということまでお尋ねしておりましたけれども、そのあたりは答弁をいただいておりますので、この75歳以上の口座振替に当たっての対象要件を示していただければと思います。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

後期高齢者の保険料の特別徴収の対象者ということで申しますと、年金収入が180千円以上ある方、なおかつ介護保険料と後期高齢者の保険料を合わせました額が年金でいただく額の2分の1を超えない方、こういう方たちが特別徴収の対象者ということでございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

嬉野市は、7月25日付で「後期高齢者の医療保険制度の口座振替について」ということで、3,707名すべてに配布をされております。私もこれを見まして、要件として今、部長のほうからお話がありましたけれども、国保の保険料を確実に納付していた本人というようなことでありますけれども、滞納があった人が対象外なのか、これは解釈にも非常に高齢者に当たっては難しい部分があると思っておりますけれども、どのように解釈していいのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

滞納者については除かれるということですか。——除くという制度になっております。これは国からの通知で、そういう取り扱いになっております。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

国保の保険料を確実に納付していた本人ということですので、滞納があった人については対象外ということのようではございますけれども、過去何年間滞納があった場合について、この口座振替ができないのかどうか。昨年1回滞納したけれども、これは対象に当たらないのかどうか、その点お尋ねしたいと思っております。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

国保税の納税につきましては、過去2年間滞納がない方というのが要件となっております。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

過去2年間滞納がなかった場合、この口座振替に申請ができるということで、やむを得ない事情があった場合は変更可能になるということも伺っておりますけれども、そのあたりの判断はどう解釈していいのか、お尋ねしたいと思っております。

○議長（山口 要君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（山口久義君）

お答えをいたします。

今、部長が申しましたように、基本的に2年間滞納がない方という形で国からの通知が来ておりますので、これに基づいて実施をしております。数字については3,707名ということで、10月の特別徴収の対象者になりますけれども、基本的にこの方を除くとかいうことはなかなか厳しい部分がありますので、基本的に特別徴収の対象者3,707名に對しましてしておりますので、115名という数字については3.1%ということで、少ないというような趣もあるかと思うんですけれども、そのような中で、とにかく1人の世帯の方も滞納がない方については、その3,707名の方にも入っておりますので、口座振替に115名プラスアルファの部分が多くなるかちょっとはつきりしない部分があるんですけれども、基本的には過去2年間滞納がないという形の中で、3,707名の方に通知を差し上げているところです。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

第1項目めはそこごとく理解をいたしますが、次に2点目ですが、年金収入が1,800千円未満で連帯納付義務者、世帯主または配偶者の口座より納付する場合ができるということですが、嬉野市は1,800千円未満の年金収入は何名ぐらいいらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（山口久義君）

お答えをいたします。

先ほど申しましたように、1,800千円未満という方も含めまして、特別徴収の対象者3,707名の中に入っているということで通知を差し上げているところです。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

そういうことで、再度説明をしていただきましたので理解をしていきたいと思いますが、この口座振替のお知らせについて、75歳以上の方が果たしてこれを理解できるだろうかという心配も私はいたしました。ここに書いてあるのは、口座振替による保険料の納付が可能と

なりますと、この制度は。そしてまた、この申請するに当たっては、本人様か御家族様は下記の問い合わせまで御来庁くださいというようなことで書いてありますけれども、高齢者75歳の方が病気とか、あるいは介護、あるいは施設含めて車の運転ができない人たちもここに来られるかどうか、その人たちの判断はどうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

確かに後期高齢者の関係につきましては、再三、本人あて通知を差し上げております。そういった中でいろいろ混乱を招いておられるのも事実かと思えます。したがって、なるべく老人会とか、そういった機会をとらえながら、直接御説明申し上げるのがわかりやすいのかなというふうに判断をいたしております。なるべくですね、また支所等も利用しながら、説明については継続してまいりたいと思っております。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

この制度に当たっては、市役所も混乱している、それから高齢者も混乱しているということで、非常にこの制度に当たってのいろんな不満が出てきておるようです。そういうことで、今回はわずか3%、3,707名に配布をいたしまして115名、3.1%しかこの手続をしておられないということですが、佐賀県の広域連合ではどのくらいこの制度の変更に当たって口座振替の手続があっているのか、またあわせて、鹿島市、武雄市ぐらまで調査していただいておりますならば、説明をしていただければと思います。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

県下全体の合計といたしましては、1,209件ということでございます。一番多いのが佐賀市で194件、続きまして武雄市で194件、鹿島市が168件のような状況でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

比率も何%か示して——わかりますか。恐らくわずか数%しかできていないというのが実態ではないかと思いますが、調べてあった場合については示していただければと思います。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

わかる範囲でお答えいたします。

白石町で1.8%、武雄市4.4%、鹿島市4.4%。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

わずかな数字は今回の制度改正についてはわからないというふうなことで、なかなか口座振替ができていない。知らない人が損をするというスキームの、この問題は大問題じゃないかと私は思っております。口座振替によって、下のほうには社会保険料の控除を受けることができますと書いてありますけれども、具体的にどのような控除ができるのか。所得税、住民税、あるいは税金が安くなるかどうか、その点は示していないわけですが、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

具体的に申しますと、現在、後期高齢者の保険料につきましては、基本的に本人の年金の天引きということで、天引きをされた方御本人が社会保険料控除の適用ということになっております。しかしながら、今回の改正に伴いまして、世帯主または配偶者の方の口座から引き落とされた場合、その口座から引き落とされた方の社会保険料控除として控除が認められるということでございまして、その分の加算された社会保険料の分が控除として上積みになりますので、所得税なり個人住民税が発生している方については、その分の所得控除の増加分が税金が安くなるということでございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

税金が安くなるということで部長の答弁もいただきましたけれども、一体どのくらいの税金が安くなるのか、75歳の方は非常にわかりづらいと思うわけですよ。このチラシを見て、手配り、目配りチラシと私は思いますけれども、ちょっと私、幾らぐらいお安くなるかということで算定をいたしました。

そこで、一応こういうふうに示しましたけれども、そのチラシ、年金収入が1,800千円未満の方、これを見ていただければと思います。年金収入1,800千円の場合ですね。所得割1,800千円、これは年金収入ですね。1,200千円マイナスで、1,800千円から1,200千円を引きます。そしたら、この1,200千円は公的年金控除ということで、3,330千円以下の方はこの1,200千円の控除が受けられますということです。それにあわせて後期高齢者の基礎控除、

これが330千円になっておる。そして、この所得割率、佐賀県は8.8%ということになりますね。これは各都道府県で違っておりますけど。これに合わせて23,700円、所得割というふうなことで計算をしております。

そして、もう1つは均等割、佐賀県は47,400円ということで、所得割と均等割と合わせたら年間の保険料が算出できるということで、71,100円ということで、100円は切り捨ててあつですね、100円未満は。だから、1,800千円の場合の方は年間71千円保険料を払わにゃいかんということで、これを口座振替にした場合については、社会保険料の約1割が控除されるということですので、税金が7,100円程度お安くなるというようなことで計算しておりますけど、誤りではないでしょう。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

後期高齢者の保険料については、確かな金額だと思います。それと、その分を、今の場合、奥さんの分を配偶者の方の社会保険料として控除した場合ということでございますね。控除した場合、今の10%というのは、税率がそれぞれありますので確かなことは言えませんが、個人住民税については税率は10%ということになっておりますので、個人住民税の分についてはそういった効果があるのかなと。所得税につきましては、また所得控除の要件が若干異なります。それとあわせまして所得税の税率も段階構造になっておりますので、5%、10%、それから20%と、課税所得段階によって税率は変わりますけれども、そういったことがございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

この問題につきましては、こういうふうな算出がすべて納付書の裏に計算方法が書いてあります。75歳の方はなかなか小さい字でわかりづらい部分が多々あると思いますけれども、そのあたりの配慮も、今後、高齢者に当たってやるべきではないかなと私は思っております。

もう1つ、これは年金収入が1,800千円の場合ですね。老人世帯2人で、夫が妻の保険料を口座から振り込んだ場合、社会保険料の控除ができるということですね。

もう1つは、年金収入が1,530千円の場合、これもあわせて1,530千円マイナス公的年金1,200千円マイナス基礎年金330千円掛けるの佐賀県の所得割率が8.8%、これはゼロになります。そういうことで、均等割が47,400円ということだけ算定しますと、年間47,400円というようなことで算出してありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

世帯の人数が幾らか、御夫婦なのかどうか……（「御夫婦」と呼ぶ者あり）御夫婦ですか。基本的には、それは所得割は発生いたしません、あとは7割軽減とか5割軽減、そのあたりの判定もございますので、そのあたりを判断すればどうかなという部分はございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

大枠間違いないだろうということで担当者とお話をしておりましたけれども、間違いないと私は思っております。

もう1つ疑問な点がありますけれども、この所得割率の8.8%、そしてまた均等割の47,400円、これは佐賀県の広域連合ですけれども、全国的に見ますと、佐賀県は上位から6番目です、この均等割率。所得割率は4番目です。所得割率の一番高いところは9.63%、北海道です。2番目が福岡、9.24%。3番目が高知、8.88%。4番目が佐賀県の8.8%です。均等割の高いところは福岡県の50,935円、2番目は高知県、4番目は香川県、5番目は大阪、それから佐賀県という順になっておりますけど、この均等割と所得割についてはどのような算定がされて数値化されておるのか、その点までお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

保険料の設定につきましては、基本的には医療費が幾ら要するのかということでございます。医療費の想定と、5割については公費で負担をする。それと、4割分につきましては現役世代からの支援、あとの1割を保険料で賄いますということで、そういった根拠のもとに保険料は算出されております。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

そういうことで理解をしていきたいと思っております。なかなか難しい部分が多々あるわけですけれども。

それから、今回、3%の方が口座振替をなさって、まだまだ口座振替ばやりたいというようなことになれば、ことしの12月から口座振替ができるわけですね。8月12日まで最初の口座振替の申請でしたけれども、そのことに当たっては10月から口座振替ができるということで、今後、口座振替ができていなかった人たちの対応はどうか、お尋ねしたい

と思います。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

お答えいたします。

今回、8月12日までの口座振替の手続に関しましても、来庁あるいは電話での相談とあわせまして、1,000件程度はうちのほうに問い合わせ等があります。また、10月の口座振替には間に合いませんでしたけれども、その次の12月に向けても相談は受け付けておるところでございます。順次処理をいたしておりますけれども、12月分については10月10日ぐらいだったですかね、それまでに手続ができれば口座振替は可能ということでございます。

先ほど申し上げましたけれども、来月号の市報にもこの点については広報を行っております。また、順次機会をとらえて、直接御説明申し上げるのがいいのかなというふうに判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

今後、多く口座振替の申請があると思いますけれども、こういった年間1,800千円の収入の場合については、お二人世帯ではお父さんの口座から引き落とした場合は税金が7千円安くなるというようなことが出ておりますので、そのあたりをしっかりと高齢者に理解いただけることを望んでいきたいと思います。

もう1つは、どうしても来られないということですね。病院、あるいは介護、車がない、どうするというようなことになった場合については、対応はどういうふうにとられるのか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

御本人がどうしてもこちらに来られないという状況がおありの場合ですか。——できるだけ丁寧に対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

できるだけ丁寧に対応していくということであれば、来ていただくということですよ、家族かだれか。そういうことで市長、市は言っておりますけれども、高齢者に優しいまちづ

くりという観点であれば、やはりどうしても来られない場合については手続申請のお手伝いをすべきじゃないかと私は思っております。

次に、あわせて前期高齢者、後期高齢者と言われますけれども、前期高齢者の65歳から74歳までの方、これもことしの10月から強制的に年金から天引きになるということで、これも大問題になりはせんかと思っておりますけれども、市の見解はどのようにお考えなのか。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

前期高齢者の国保税につきましても、同じように口座振替の取り扱いができるようになっております。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

口座振替の取り扱いができるとなれば、年金収入によってできるわけですね。すべての方が口座振替はできないわけです。これも政府・与党が2006年6月、強行採決によって決定された事項ということで、問答無用に年金天引きが65歳からされるということで、これも大変混乱するのではないかと思っております。

そういうことで、これから年金の問題、あるいは高齢者問題、多々ありますけれども、もう1つ年金の後期高齢者の問題でお尋ねをしておきたいと思っておりますけれども、一番最初、7月15日に3,700名の方に通知をいただいておりますけれども、「平成20年度後期高齢者医療保険制度のお知らせ」ということで、被扶養者の保険料の減額についてということで、今、子供の扶養に入っておられる方に当たっては、その人からも高齢者の保険料を徴収されるという制度ですので、4月から始まったこの制度、4月から9月までは所得割、均等割はなしで、100%減額ということで差し引いていないわけですが、ことしの10月から所得割はなしですけれども、均等割が1割、2,300円、47,400円の半分は23,700円、その1割、2,300円が徴収されます。そしてまた、平成21年度に当たっては所得割はないですけれども、均等割は5割ということになっておりますけれども、来年の4月からこの子供の扶養になっておられる方に当たっては、5割の23,700円を均等割で支払うべきだと思っておりますけれども、そのあたりはどういうふうなことになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（山口久義君）

お答えをいたします。

長寿医療制度については、9月1日でしたか、新聞折り込みにも載っておりましたけれど

も、来年までは凍結をするとか、保険料については、例えば、7割軽減については8.5割軽減とか、そのような形で据え置くとか、軽減を図るといような形で政府の方針が出ているようでございます。ですから、これに基づいて、いろんな広報をしながら行っていききたいというふうに思っております。

先ほど7千円の軽減ということを議員おっしゃられましたけれども、あくまでも公的年金とか、先ほども、保険料はあくまでも保険料として、公的年金の収入等によって、奥さんは例えば旦那さんのほうから控除するという場合は、社会保険料控除に上乘せという部分での控除額のほうに加えて所得額から減らされますので、その分について1,950千円までは税率は5%が所得税についてはありますので、ふえた分、控除が多くなった分の年金1,950千円であれば、5%分が税が少なくなるということで、完全に全部が7千円ということではありませんので、その辺のところは御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

これは、7千円という数字は一つの例として、1,800千円もらった。1,800千円の収入ということで算出しておりますけれども、それぞれ一人一人の年金収入が1,800千円とか1,900千円とか、いろいろさまざまあるわけですので、それぞれの基礎として7千円程度というようなことで私は解釈しております。そういうことで、あとはきちっとしたお問い合わせがあれば、しっかり市のほうできちっと示していただきたいと思います。

それでは、次に移ってきたいと思います。次は、裁判員制度についてですけれども、来年5月から裁判員制度が実施をされようとしておりますけれども、果たして国民の理解は得られず、第二の後期高齢者になりはせんかというようなことで、非常に政府としても心配をされております。栃木県とか秋田県とか弁護士協会は非常に難色を示しておるというのが、新聞紙上でも明らかになっていると私は読んでおります。

そういうことで、裁判員制度は日ごろ裁判とはほど遠い一般市民が、人を裁くことによって不安や負担感をぬぐい去れない大きな問題が、課題があります。そういうことで、裁判員制度に当たっては、先ほど登壇の折に嬉野市では41人と示されております。裁判員候補は41名ということですので、嬉野市の有権者数は2万3,700人ほどというふうなことで承知しておりますけれども、佐賀県の新聞報道によりますと、佐賀県内では69万1,700人という有権者がいらっしゃいまして、576人に1人の割合で候補者が選ばれるということで、嬉野市は2万3,700人ですから、換算すれば41名ということですが、この41名がどうしても裁判員制度の裁判員としては参加したくないとか、いろいろな問題がこれから発生すると思っておりますけれども、市長、そのあたり十分御承知かと思っておりますけれども、これは一人一人の判断

ですけれども、行きたくないから裁判員候補には参加したくないということはできないわけですので、これはどういうふうに市長考えていらっしゃるのか、市長の見解だけ求めておきたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

一言で言うと、非常に心配をしているところでございまして、国の制度としてスタートするわけですので、ぜひやはり国民の理解を得てこれが動き出せばいいなというふうに思っております。

また、例えば、嬉野で41名ですけど、実際41名の方が本当にこういうことで裁判員ということで来たというときに、やっぱりそれぞれの気持ちの持ち方もあるでしょうから、そこらで本当に理解をしていただかなければいけないし、また、制度としてなじんでいくのかなどという心配を基本的にはまだ私自身も持ってはおります。しかしながら、これはもうスタートするわけですので、御協力をしていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

裁判員として、裁判員候補として裁判所から通知が来た場合については、自分の都合で行かないということは、一方的にお断りした場合は100千円の過料がかかると言われております。これは、20歳以上はすべての方が裁判員になれるという対象はありませんけれども、谷口市長は当然なられません。知事もなられません。裁判官もなられん、警察官もなられんですね。そして、あとは自衛官はなられないというようなことですが、そして、国家公務員の官僚の人もなられないということですが、一般地方自治体の職員はなられます。そういうことで限定はしてあるものの、多くの国民がこの裁判員制度に触れるわけですので、この制度の中身について、どのように市としてはしているのかということは強くは求めませんが、先ほど市長の答弁では、いろいろなパンフレットの配布とか、あるいは啓蒙啓発についてはポスターの掲示とか、そういうような部分があると言われておりますけれども、具体的に市の取り組んだ状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

市として、これが主体的にということじゃなくて、要するに裁判所からの依頼でもって動いているわけでごさいます、ポスターをまず庁舎とか、庁外にも掲出をするようにということでごさいましたので、掲出もいたしております。また、いわゆるリーフレットの配布とか、そういうものも協力を依頼されておりますので、それについては行っているということでごさいます。

また、先ほど聞きましたけれども、それぞれの市の、いわゆる広報の手段に使っても協力をしてくれということでごさいましたので、正式に依頼とか、またそういうふうなグッズが来れば協力をしていきたいと思えます。

以上でごさいます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

依頼が来れば協力をしていくというようこと今言っておられましたけれども、これは私もこの裁判員制度については非常に危惧をして、なかなか賛成はしがたいと思っておりますけれども、人が人を裁く裁判という制度に、際立って専門性の高い要求が求められます。高度な専門知識に私たち素人が参加できるかどうか。そしてまた、裁判官の3名と裁判員の6名でその人の有罪、無罪、死刑を確定、判断できるかどうかは非常に難しい、この制度に当たっては私も考えております。

そういうことで、裁判員制度については来年の5月から実施されますけれども、まだまだ国民の意識の高まりは低いということで、どう今後動いていくのか、事態を見詰めていきたいと思っております。

それから、次に移ってまいります。次は、上久間線の廃止についてということで、先ほど申し上げましたように、上久間線は54年間の半世紀以上にわたる路線として、地域の足、生活路線として上久間線が走っておりましたけれども、今回、大幅な乗降人員の低下というようなことで切りますけれども、その後の対応策として、先ほど市長の答弁では乗り合いタクシーを充てるというようなことでもありますけれども、具体的にどこでどういうふうな契約をなさって乗り合いタクシーをやるのか、路線の変更とか、あるいは運賃の問題とか、そのことを具体的に示していただきたいと思えます。

○議長（山口 要君）

企画・企業誘致課長。

○企画・企業誘致課長（三根清和君）

お答えをいたします。

議員御発言のように、上久間線については祐徳バスで運行していただいておりますけど、

完全廃止ということになりました。乗り合いタクシーに切りかえるということで、このことについては昨年から立ち上げております地域公共交通会議の中でいろんな議論をしてきたところです。その中には、バスの事業者の方、タクシーの事業者の方も一緒に入っていたのでの議論でございましたので、こちらの塩田地区のタクシー会社といえば再耕庵さんということで、嬉野のほうのタクシー会社の方もそれは了解をいただいて、ジャンボタクシーの運行は再耕庵タクシーで運行するということになりました。

運行する区間でございますが、以前、廃替バスは鹿島のバスセンターのほうから堤ノ上まで行っておりましたけど、今回は塩田の分岐点ですね、ここが起点となります。それから、今までどおり市役所の前を通過して、終点が堤ノ上ということになりますけれども、今回、ジャンボタクシーで運行するというので、小型化になりましたので、新設の停留所といたしましては、佐賀銀行前、それから、ぷらっとの前、それと、給食センターの前も1つバス停をふやし、合計3つバス停をふやしております。所要時間が大体15分程度ということです。

運行日については、これもいろんな乗降調査等を行いながら、最終的には週2日、火曜日、金曜日の運行ということになりました。運行本数が1日6便であります。これは往復3便ということになります。朝と昼と夕方。運行方式については、定時、定路線。同じ時間に同じ場所を走るということになります。また今回、おりられる場合はバス停以外でもおることができるというような運輸局に対しての申請も行っているところです。

運賃でございますが、大人が300円、これはどこまで乗っても300円、一律300円でございます。子供、小学生以下は半額ということになります。

乗車定員でございますが、ジャンボタクシーですので、運転手を除いて9人乗車可能と。乗降調査をいたしまして、一番多いときで10人程度が毎日バスを利用していますよという方がいらっしやいましたので、その人数に合わせております。また、これが何かの催事の関係で、9人以上お客さんがあってジャンボタクシーに乗れないという場合は、すぐ無線で今度小型タクシーを呼んでいただくというような方法をとっております。

あとは、この路線については浅浦を経由していた便があったわけですけど、この分については先ほど市長が答弁のとおり、鹿島と嬉野を結んでおります路線がその分3便増便をするということで、全部で4便が浅浦の経由になるということでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

また大幅に利便性が損なわれたということは、塩田分岐から市役所経由、堤ノ上ということですので、五町田、石垣、谷所の方は、鹿島に買い物に行ったり、病院に通院をしたりするようなことはできないという状況になりますけれども、その後、その利便性をどう考えら

れるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

企画・企業誘致課長。

○企画・企業誘致課長（三根清和君）

お答えします。

鹿島方面に行かれる方が情報調査ではほとんどなく、大体は谷口医院までの乗降の方が多うございました。雨が降ったりなんたりしたときには使われる方もいらっしゃいましたけど、ただ、そういう方にも不便がこうむらないように、吉田経由の鹿島行きのバスについては乗りかえがスムーズにできるように時間調整をして、あそこで待ち時間が少なくなるように、出発、それからまた、そこに終点になるときもその時間を設定しているところでございます。以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

待ち時間を調整するとか、そういうことはなかなか難しい部分があると思いますけれども、今まで鹿島まで乗ったら、上久間線に乗ったら、五町田、石垣とずっと行かれたんですけども、塩田あたり分岐点まで行って、嬉野から来るのを待つかにやいかんという状況です。そしてまた、週に2回、土曜日と金曜日と言われましたけれども、この土曜日と金曜日に設定されたのは、なぜ土曜日、金曜日に設定されたのかですね。

もう1つ、あと月、火、水、木ということで、便は少なくなるにしても、当面やはり月、火、水、木、金、土、日まで現状維持をしておくべきではないかと思っておりますけれども、そのあたりはどうお考えなのか、求めたいと思います。

○議長（山口 要君）

企画・企業誘致課長。

○企画・企業誘致課長（三根清和君）

お答えいたします。

運行については火曜、金曜ですね。土曜、金曜じゃなくて、火曜、金曜でございます。これも乗降調査をした結果です。この上久間線については、空気を運んでいる路線というのがよく言われておりましたが、これ以外の日はほとんど乗降がない日ということで、一番多い火曜、金曜ということに決めたところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

火曜、金曜ということですが、沿線の高齢者、車の運転免許を持たない人とか、乗り合いタクシーが来るということで周知されると思いますけれども、火曜日と金曜日ですね、いつ来るかわからんような状態で、非常に利用しがたいと思いますけれども、どのようにお考えなのか。時間帯については、現状の上久間線の時間帯で運行されるのか、あるいはバス停の行路をどうするのかですね、どう考えていらっしゃるでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

企画・企業誘致課長。

○企画・企業誘致課長（三根清和君）

運行日については、以上のとおりです。そしてまた、1日3便というのも、これも乗降調査の結果です。今まで4便走らせておりましたけれども、そのうち朝、昼、夕方というのが利用者が多いということで、1番のバスが9時出発ということになっております。それから、一番多いのは、やっぱり堤ノ上から市役所前までのお客が一番多うございまして、石垣方面についてはやはりお客さんが少ないということでございました。市役所を中心に半分半分ということも考えましたけれども、一気にそうなると、また逆に不便を来すこととなりますので、分岐まで延ばしたというところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

上久間線の廃止ということになれば、54年間の運行をなさっておりましたけれども、本当に寂しい限り、地域の衰退すっじゃないかと思うけれども、まあ、社会情勢の変化のもとで乗用車、自家用車がふえて、こういう事態になってきたというのは切実にとらえていかなければならないかと思っております。

次に最後、時間も過ぎまして、社会文化体育館の建設についてということで質問をいたしましたけれども、同僚議員のおとといの質問に当たっては、具体的などどうするこうするというに当たっては、メモをとるという段階に至らんやったじゃないかと私は思っておりますけれども、基本的には今後各種団体と協議をして、そして、来年度は審議会を立ち上げるというようなことで頭に入れておりますが、本当にこの社会文化体育館の必要性を切実に市長はお考えなのか、あるいは副市長は市長に対して物申しているのかどうか、まず、副市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

副市長。

○副市長（古賀一也君）

お答えいたします。

社会文化体育館につきましては、これは合併前の塩田町の時代からいろいろな議論があつておるところでございます、当然、今までのいきさつなり、そういったものを市長にもお話をし、その上で今回合併した後に新しく審議会を結成していただいたということでございまして、今御指摘のとおり、話しているのかということであれば、話しておるといふようなことになろうかと思ひます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

話しておると言われていましたけれども、耳が聞こえないというようなことで市長はおっしゃるかも知れませんが、この件に当たっては、本当に塩田地区の合併以前からの大きな問題でありまして、そしてまた、合併した協議事項としても、これは本当に、市長は合併協議会の会長さんでありました。また、両町の議会の代表もこれに行つて協議を決定しております。だから、社会文化体育館については建設しないことはないと思ひますけれども、この問題については避けて通れない問題です。そういうことで今回、暗礁に乗り上げて場所決定に至らなかったわけですけれども、塩田地区の人たちは社会文化体育館はどうなつておると、三夜待に行つても、寄り方に行つても、どこに行つても私たちは耳にします。どう説明していいのかわかりません。

市長は先ほど、きのうおとといの答弁では、団体に話を聞いている。来年に審議会を立ち上げる。合併して4年目ですよ。合併特例債は10年と言われましたけれども、10年間保証されるという状況にないと思ひます。これは塩田町民に対して、本当に心配している施設の建設です。市長、もう一押し起こして、とにかくことし、年度内に場所決定に至るまで計画を前倒ししてすべきじゃないかと私は思ひますけれども、市長、再度いい答弁を求めていきたいと思ひます。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言の趣旨は十分理解しておりますし、私も合併協議会の会長でもありまして、以前からの経過も十分お話をしてまいりました。そういうことで、議会のほうにもお話ししましたように、審議会を設置する趣旨というのも、議員さん方も十分理解していただいておりますというふうに思ひます。

この審議会につきましては、建設をし、いわゆる以前塩田町であつたいろんな協議を十分踏まえて私ども理解しておつたわけでございますので、それをやはり予算をつくるために公式な協議の機関として設置をさせていただいたわけでございますので、私としては今までの

塩田地区のいろんな協議のことを審議委員さんが本当に協議をしていただいて、追認をしていただいて、ここで結論を出していただいて、着工へという道筋を当然踏まなくてはいけないわけでございますので、そのようなことでお願いをしたということでございます。しかし、残念ながら、今の結果は審議委員の皆さん方もさまざまな意見が出て、そして、今までのことがなかなかまとまらなかったというのは、これはもう議員も御承知のことだと思います。

そういうことでございますので、私といたしましては、とにかく以前の協議のことを踏まえて、やはり議論の終えんを待たないことには着工できないわけでございますので、今、その手続を踏ませていただいているというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

この間の答弁とほぼ変わらないと受け取りましたけれども、この社会文化体育館に当たっては、ことしいっぱいにある程度のめどをつけて、前倒しで計画性を求められるわけですので、来年いっぱい審議会を立ち上げて審議をするというようなことで、いつになったらめどが立つのかと、私は市民に説明責任ができません。そういうことで、社会文化体育館の必要性をさらにさらに求めていきたいと私は思っております。

高齢者、PTA、あるいは社会文化体育館の建設をリーダーをしている期成会の方々も、本当にこの問題につきましては深刻に受けとめていらっしゃいます。一体市長はどっちを向いているのかということも切実に聞きます。私は今議会で本当の真実を申し上げますけれども、私たちは地域の代表者の声を代弁する議会なんです。そういった意味で、やはり地域の人たちの必要性、もっともって深刻に、市長、あるいは副市長もさることながら受けとめていくべきではないかと思えます。副市長もあちこちの会議、集会、協議会など行かれますけれども、塩田の人たちから針で目を刺されるように言われるだろうと思えますけれども、その実態はどうなのか、明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（山口 要君）

副市長。

○副市長（古賀一也君）

お答えいたします。

確かに議員言われるように、塩田の市民の皆さんからいろいろな御意見を賜っております。いろいろな、時々電話等もいただくこともございます。その折に、やはり体育館の必要性というのは、当然私たちも十分に感じておるわけでございますので、いわゆる体育館をつくるプロセスを今軌道に乗せて、つくるための論議をしていこうということでございますので、この前の審議会の答申を踏まえて、今後、改めてまたそういった皆さん方の同意をいただき

ながら建設するというところでございますので、そのような話を私なりにしておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

いろいろな意見を聞くじゃなくて、社会文化体育館に対して苦情も言われるということと私は思いますよ。意見じゃないですよ。意見はもう超えています、はるかに。きのうおとこの質問の中では、冠水想定区域ということで、いつの間にかこういうチラシが議会に飛び込んでまいりましたけれども、これが焦点になろうとしておりますけれども、この冠水想定区域というのは、佐賀県のハザードマップということで私も調べておりましたけれども、地球温暖化の影響とか、いろいろこの間の発言でありましたけれども、地球温暖化というものはいろいろな弊害、被害を与えますと思いますけれども、海面の上昇に当たっては、この調査表では100年間で15センチしか上がっていないですよ。インターネットで調べました、地球温暖化。そしてまた、今後100年以内に海面が9センチから88センチに上昇するとされておりまして。

これは冠水想定区域ですけれども、下野辺田、あるいは牛間田地区に当たっては4メートル、5メートル未満の地区というふうなことで言われましたけれども、これは信用性は当然あるわけですが、こういうことを表に出していけば、今住んでいらっしゃる宮ノ元地区、あるいは下野辺田、牛間田地区、うちあたりは冠水想定区域と言われて、家も建てられんと。今、住民を不安にあおるようなこの想定区域でよろしいかと、私は議会で席に座って考えておりました。嬉野市は定住促進条例を制定して、あちこち家を建てるのを望んでいるわけですので、こういう冠水想定区域、塩田町いっぱい水がつかると。塩田がつかれば、鹿島、有明んにき全部つかると。そういうふうなことで、非常にこのチラシに当たっては心配しておりますけれども、最後に市長のお考えを求めていきたいと思っております。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

冠水想定地域のチラシとかいうのは、私どもが出した覚えはございませんし、これにつきましては、もう議員も御存じのように、全協の席でいち早くお知らせをさせていただいて、県が発表いたしましたよということでお知らせをしたと思っております。ですから、よく読んでいただければ、それは県の想定した数字でございますし、私もきのうもお話し申し上げましたように、この水害のことについては、私どもより、やはりこの塩田地区の方が十分御存じな

わけでございます、そういうことを踏まえて、この社会文化体育館の建設につきましても当然議論があっているだろうというふうに思っておるわけでございます、それについてはきのうも、きのうおとといですか、平野議員のお尋ねについてもお答えを申し上げておったわけでございます、これは私どもが嬉野におる。そして、いろんな話を承るよりも、本当に塩田地区の方は水害で何回でも御苦労してきておられるわけでございますので、そういう情報については非常に大切に考えてこられたのではないかなというふうに思っております。そういうことを踏まえて、社会文化体育館の建設につきましても、以前から当然想定されてお話があったのではないかなというふうに思っておるところでございます。そういう経過もありましたので、いろんな経過の中で審議会の皆さん方に慎重審議をお尋ねしていたというふうに考えております。

そういうことでございますので、今後の取り組みにつきましては、この前も説明会をいたしましたけれども、いわゆる社会文化体育館のことにつきましては、やっぱり情報が十分行き渡っていなかったと。これは出席された方から言われましたので、私としてはまだまだいろんな御意見を聞いていながら、この事業の取り組みについて行っていかなければならないというふうに判断をしておるわけでございますので、いわゆる審議会の皆さん方が出された情報もすべて提供しながら、そして、これについてどう思われますかと、私どもとしてはいろんな方の意見を聞いて取り組みを進めていきたいと考えておりますということを説明させていただいているというふうな状況でございますので、今年度そのようなことで努力をしておりますので、引き続き継続していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

そういうことで市長の答弁も信用して、努力をするということでありましたので、これで私の質問を終わりとします。

○議長（山口 要君）

これで西村信夫議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで3時20分まで休憩をいたします。

午後3時8分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

4番秋月留美子議員の発言を許します。

○4番（秋月留美子君）

4番秋月留美子でございます。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。9月に入りましても、まだまだ暑い日が続いております。傍聴席の皆様方におかれましては、一般質問最終日の最後までありがとうございます。皆様に退屈させないように頑張る所存です。

さて今回、私は次の質問をいたします。

農商工連携の取り組みについて、政策形成について、ふるさと納税について、まちなかの清掃について、女性・子ども家庭支援センターについて、ブックスタートについて、図書館の整備についてです。

まず、農商工連携についてですが、近年、企業規模や業種、地域で景況に格差がある中、地方が元気を取り戻すには地域経済の中核である中小企業者や農林漁業者の活性化が必要と、農林水産業と商工業などの産業間で連携強化して相乗効果を目指す「農商工等連携促進法」が5月に制定、7月に施行されることとなり、つい8月6日にも九州産業局などの開催で、佐賀市の県JA会館でその説明や先進的な取り組みの説明がありました。嬉野市からも、関係の職員さんや民間の方が参加されたことと思いますが、職員さんで参加された方は、その内容など、よかったら後ほどお聞きしたいと思います。

世界で年に500万ヘクタールが砂漠化していると言われていた中、特に先進国は危機感を持って食料の自給率を高めています。アメリカ130%、フランス140%、オーストラリアにおいては300%を越す自給率ということです。日本の食糧自給率は40%と主要国最低です。そのような状況の中で、九州の農業は1兆6,000億円、全国の19%を担っています。

日本が40%の食糧自給率の中、佐賀県の都道府県別自給率は96%と西日本ではトップ、全国で6番目に高い水準の自給率です。北海道が201%、秋田が164%、山形128%、青森116%、岩手103%、佐賀が96%と6番目となっています。次が新潟県94%です。いずれも北海道、東北が上位を占めている中、唯一九州の我が佐賀が6番目に入っています。ちなみに、日本が自給率40%の中、東京は1%、大阪2%、神奈川は3%ということです。

これから先、世界が食料難となるのは必至と言われています。中国も自国で消費するので精いっぱいとなり、今までのように輸入もままならなくなると思います。また、食の安全からも身近な農作物がさらに求められています。佐賀県は、この自給率96%を2015年度に108%に向上する目標を掲げています。

第一次産業である農林水産業、第二次産業の製造業、加工業、建設業、第三次産業である販売業、観光などのサービス業、嬉野市は農業、焼物、観光と、他市に先んじた産業に恵まれています。この3つの産業を足しても掛けても6となる六次産業が今唱えられています。つまり農商工の連携ということです。隣の武雄市は、御存じだとは思いますが、4月、農商工連携88選全国で240件が応募した中で、農事組合法人「武雄そだちレモングラスハッピーファーマーズ」が認定されました。認定されたのは九州で15事業、沖縄2事業の認定で、佐

賀県からは武雄だけでした。食用、薬用、加工用に適したレモングラスの産地化を目指す武雄市長の呼びかけに応じて、同市内の農業者が平成19年5月からレモングラスの栽培を開始したことがきっかけで、レモングラスの販売、商品開発を行うなど、武雄そだちレモングラスを活用した地域活性化を目指したということです。

武雄市役所が栽培指導やコーディネートを、地元農家がレモングラスを栽培、生産し、ある食品会社ですが、加工、製造、販売、また、あるほかの会社が入浴剤の開発、販売、それを物産館での商品販売、観光客が主に消費者ということになります。新商品の取り組み、農畜産物を活用したものの中で認定を受けたということです。見事に連携がなされています。

地域活動の効果などでは、遊休農地、耕作放棄地などの有効活用、現在栽培面積約22アールを平成20年度内に1.9ヘクタールに広げるということです。また、農業者及び商工業者の売上増大、マスコミなどへのアピールによる武雄市の知名度向上、地域活性化に貢献しているということです。嬉野でも、嬉野産大豆を利用した豆腐づくり、その豆腐を市内旅館や飲食店で提供する温泉湯豆腐など、農商工連携88選に応募しても十分認定を受けたのではと思います。

さきごろ、「おかみの会」さんもプロデュースに加わり新発売となった嬉野茶石けんなどもあり、嬉野には農作物も豊富で、まだまだ宝が眠っているのではと思います。しかも、農畜産物を活用したものでは、嬉野市は中山間地の農業が多く、嬉野市、特に嬉野町ですけれども、中山間地の農業が多く、六次産業に向いているのではと考えます。

国は政策を制定するなどして連携を支援、県も農業県佐賀としてますます力を入れていきます。

今、農業は脚光を浴びています。低迷はしていますが、主要産業の観光と連携して嬉野なりの魅力が引き出されないでしょうか。谷口市長にぜひ農業と観光の連携についてどのようなものが考えられるかお尋ねいたします。

あとの質問は、質問席にていたします。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

4番秋月留美子議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

農商工連携の取り組みについてということでございます。

今回、地域活性化を目指し、公益法人とNPO法人に対して助成する制度として開始いたしました。嬉野は以前から連携が進んでおりまして、地元農家のお茶を利用したお菓子につきましては、戦前から嬉野の名物として親しまれております。また、塩田地区、嬉野地区の米を利用した清酒、吉田焼の土産物としての商品化など多岐にわたっております。地域産業の連携がうまく行われておる地域だというふうに考えております。また、名物になりました

湯豆腐につきましては、湯豆腐協議会が設立され、地域ブランドとしての登録まで進んでおるところでございます。また、お茶生産者と吉田焼の窯元との連携によるきゅうすとお湯飲みのセットにつきましては、ほかのお茶の産地になく取り組みが進んでいるというふうに考えております。また、旅館では、嬉野のお茶を使ったおふろ、料理が取り組まれておりました。嬉野町の時代では、私ども嬉野町で発行いたしましたお茶の料理レシピを農家、家庭、旅館の連携をいただき発行いたしましたところでございます。また、塩田でも農家と消費者の連携を目指して、ゴーヤ料理などのレシピ集が発表なされております。また、清酒の醸造につきましては、嬉野市内の農家の方が熱心に栽培しておられまして、嬉野の水と相まって銘酒としてのブランドを確立していただいております。また、お茶石けん、お茶シャンプーなどの開発販売につきましては、私どもの観光課、また西九州茶連、「おかみの会」が連携して動きましたし、また、温泉湯豆腐には旅館とJAとの連携により成果を上げていただいております。

また、嬉野市といたしましては、現在塩田地区の鍋野和紙の卒業証書の利用なども塩田町の時代から実践いたしておりまして、農商工連携の典型だというふうに考えておるところでございます。今回、促進法以前から取り組みを行っておりますので、このような地域の連携を再度深めまして、嬉野市として取り組みを行ってまいりたいと思っております。

特に議員御発言のことで申し上げますと、今耕畜連携ということを嬉野で進めておるところでございます。いわゆる農家と、それから旅館、その他の中で、農業といわゆる観光業との一体ということをこれからぜひ取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

先ほど壇上で質問しましたJA会館での説明会のことを、この中で参加した方はいらっしゃいませんか。もしいらっしゃいましたら、ちょっとそのときのお話の説明などをしていただけますでしょうか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

8月6日の日に、佐賀県農業会館において開催されました「農商工連携促進セミナー in 佐賀」において、企画・企業誘致課の職員が参加をしております。その中で復命の書類がございますけど、概要としまして、農商工等連携促進法が5月23日に公布され、7月21日に施

行されたことに伴い、各県で説明会が開催をされていると。この法律は農林漁業と商工業の産業間の壁を超えた連携促進による地域経済活性化の実現のため、中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品等の開発促進、販売促進等の取り組みを支援するものであるということで、内容的には国から中小企業者と農林漁業者が共同して行う新たな商品やサービスの開発等について計画の認定を受けた場合に、中小企業者と農林漁業者に対して、事業資金の貸し付けや債務保証、設備、機械の取得に対する税制上の支援を創設、両者のマッチングを行う公益法人、NPO法人もあわせて支援というふうなことで、概要の報告がっております。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

今お話しいただいたように、そのような内容で、今、農商工連携について取り組んでいくように、国を挙げて力を貸してもらっています。

先ほど谷口市長がたくさんおっしゃいましたけれども、確かに嬉野のほうは本当に恵まれていまして、そういう連携がたくさんなされています。湯豆腐なんかも本当にほかには類は見ない嬉野独自の産物で、その相乗効果というのは本当にあると思います。嬉野産大豆とか、すごい生産がなされているんじゃないかと思えますけれども、その生産がどのぐらいあって、それから出るおからの量とかどのぐらいあるのか、もしそういうところがわかればちょっと教えていただけますでしょうか。大豆の生産量とかわかりますか。わからないですか。

この間の観光協会とのお話の中では、その経済効果というか、お豆腐で3億円ほどというふうなことで、そういう話はお聞きしました。ということは、相当な効果があったということですね。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後3時25分 休憩

午後3時26分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

産業建設課長。

○産業建設課長（宮崎和則君）

嬉野市内産の大豆の生産量でございますけれど、289トンでございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

そしたら、それは今どういうふう処理というか、また使われているんでしょうか。

○議長（山口 要君）

産業建設課長。

○産業建設課長（宮崎和則君）

その市内産の大豆は、広島にございます「りょうごく」という会社がございますけど、そこが買い受けるわけでございますけれど、その中で、市内産の大豆は年間必要量が100トンでございますけれど、その100トンについては温泉豆腐にしようということに今なっておるところでございます。（「温泉豆腐にしよう」と呼ぶ者あり）はい、嬉野市内産の大豆を温泉湯豆腐に使うということで、今日なっておるところでございますして、そして、その件につきましては、もう既にJ Aと話がついておりまして、その大豆は岩屋川内にあります農業倉庫に保管されておるところでございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

今私おからのことを聞いたんですけど、どうも大豆のことをおっしゃったような感じがするんですけど。

○議長（山口 要君）

産業建設課長。

○産業建設課長（宮崎和則君）

申しわけございません。おからのことは私も存じませんので、お答えすることができません。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

もう1つちょっと質問したいことがありまして、お豆腐協議会ですか、そちらのほう、豆腐協議会のほうを、この88選に応募に出されたのでしょうか、どんなのでしょうか、その辺は、嬉野から出された産業はあるのでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私が承知している範囲でお答えしますが、間違っていたらあれでしょうけど、一応湯豆腐協議会というのは、この制度自体ができる前からもう活動をしておられまして、昨年正式に発足もしております。そういうことございまして、ただ、法人格とかNPOの、要するに組織としての登録等はなされていないと思います。ですから、そういう点ではまだ申請は

なされていないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

先ほどおからについてお尋ねしたのは、このおからというのも、また再利用できると思うんですよね。私たち女性でよく知っているのでは、おからダイエットとかと言って、クッキーとかに、よくネットでもすぐ出てくると思うんですけれども。だから、嬉野市独自で、そのおからを、すごい数あると思うんですよ。そういうのを集めて、例えば、おからクッキーとか、そういうのが無理だったら、おからペレットとか肥料に使えるんじゃないかなと思うんですけれども、米ぬかは除草剤になるから、米ぬかペレットというかですね。だから、そういうおからをペレットとかに処理するというか、そういう事業というか、そういうのもこの農商工連携、きょうもまた新聞に載っていましたが、これに、例えば、新商品開発坂路拡大にかかる経費、連携体を構築するために必要な相談や契約締結の費用、公益法人が企業同士のマッチングや農商工連携についてのシンポジウムを企画、運営するのにかかる費用など、補助額は対象費用の3分の2が上限とあって、きょうもまた新聞に載っていましたが、ただし、締め切りが結構早くて、なかなかちょっとこれは利用できないかなと思います。

でも、今こういうふうに農商工が国を挙げて力をかしていますので、講師の先生とか、そういうあれとか、伊万里の「はちがめプラン」ですけれども、私も本当にこれはすごく嬉野に、伊万里さんよりびったりだと思っていたんですよね。10年ほど前に、広域圏のあれに入っていたんですよね、フォーラム12の委員のときだったんですけれども。それで、フォーラムをするときに、その伊万里の「はちがめプラン」も講師として呼んで、来ていただいてしようかなというふうな感じになったんですよね。そのときにすごいなと思ったんです。堆肥づくりですよね、今はもうそちらの「はちがめプラン」はもう10年以上になって、国からの賞もいただかれたりとか、そういうのに嬉野も、もちろん先ほど市長がおっしゃったように、たくさん連携した商品もあるんですけれども、「伊万里はちがめプラン」は佐大の先生にそういうものを教えてもらいました。そういう支援、アドバイザーとかの支援制度もこれ農商工連携を利用したらあるんですよね。だから、頭の中でやっぱり主婦とか、普通一般でもこういうのがあったらいいのにと、こういうのを使えるのにと思うんですけれども、専門的なことがわからないから、そのままおざりにしてしまっているとあるんですけれども、おからとか本当に、そういう再利用ができると思うんですよ。

そのほかにちょっと私が考えましたのは、恐らく今おからは畜産の肥料とかぐらいじゃないかなと思うんですけども、それから、お茶の入浴剤とか消臭剤、こういうのもあるんですけども、嬉野茶を使った、もうちょっとそういうふうな大きな会社じゃないところでつく

っていくというか、そういうのも利用していったらいいんじゃないかなと思います。アドバイザー支援制度とかとあるみたいですね、そういうのを利用したりですね。

それから、もう1つ大きいところからいけば、大村の「シュシュ」とか岡垣の「ぶどうの樹」とか農家レストラン、今話題になっていますけれども、嬉野の地元の食材を使って、JAとかに通すというのは規格に通らないとだめということで、それ以外の農作物というのは、嬉野じゃないですけども、ほかのところでも40%を捨てるとか、結構そういうことがあるみたいですね。そういうものを利用してレストランで消費するとか、嬉野はもうぴったりだと思うんですよ、観光地で、ロケーションもいいですね、ぜひそういうのに取り組んでいただきたいと思います。そういうことに関して、市長どうでしょうか、取り組む気持ちというか、こういうのもありますけれども、今私が話しましたような内容ですけども。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

ぜひ積極的に取り組んでいきたいと思って、今指導をしておるところでございまして、過去ずっとそういう形でお願いをしまいいりまして、今お話ししたようないろんな業種の方の連携が嬉野は非常によくできてきたなというふうに思っておるところでございまして。

また、先ほど新しく注目しておりますのが耕畜連携と申し上げましたけども、今回初めて、いわゆる生産調整したところに飼料米を植えて、それを刈り取りをして、それを畜産農家の方が利用されて、そしていわゆる肥育されて、それをずっと回していこうというふうな新しい取り組みが始まったところございまして、それもぜひ以前から何とかできればというふうなことで考えておりましたけれども、今回動いたということで、本当に嬉野産の肉ができて、またそういうものがうまく回っていけば、例えば、お茶料理とか、そしてまた、今度はお茶と肉料理とか、またいわゆる肉料理と器と。また、肉料理は当然お酒が必要でございまして、この塩田、嬉野全体がそういうことで、うまく連携ができればなというふうに思っておるところでございまして。

今まで肉を使った関係では、お茶しゃぶとかしておられましたので、しかし、今回はいわゆる農家の方が飼料米に取り組まれましたので、少し動きが変わってくるのではないかなと。しかし、取り組まれたばかりでございまして、うまく育つように指導をしまいたいと思います。

それと、例の「はちがめプラン」の話もされましたけども、以前議会のほうで御提案いただきまして、実は嬉野給食センターをつくるときに、その処理をどうするのかということで、有効利用をしたらどうかという御提案がありまして、「はちがめプラン」等もいろいろ研究をいたしました。しかしながら、できる堆肥の中身について、嬉野の茶業にはどうしても合

わかないのではないかというふうな結論というか、成分的にそういうものがあるんじゃないかということで、取り組んでも肥料として、嬉野市内ではなかなかさばけないんじゃないかというふうなことになりましたので、取り組めなかったというふうなことでございます。

しかしながら、御提案については十分承知しておりますので、いろいろな形で市内全体の連携が進むように研究をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

「はちがめプラン」のことをおっしゃいましたので、何番目かの質問に入れてあります。図書館のあれで、これが「はちがめプラン」の堆肥ですけれども、以前見たものと比べたらすごくきれいになっています。においも全然しません。ちょっと新聞に載っていましたが、おがくずが今足りないとかで、だから、そういうのも少し、やっぱりいろいろ難点もあるみたいですね。

おからについて、お茶の肥料とかも考えられるんじゃないかなと思いますけれども、その辺も考えていただきたいと思います。地域の農業や商業が生かせるような政策を考えていただきたいと思います。観光とかによる経済効果を市内全域に波及できるような施策をぜひ市長には考えていただきたいと思います。

次に、政策形成についてですが、ブックスタートと図書館の施設についてを先に質問させていただきます。

ブックスタートですが、旧嬉野町るとき、それから合併してから間もなくの一般質問で要望が出され、ようやく取り上げていただけると喜んでいたのですが、なかなか実現しなくて、今回必ず実行していただける確信で質問させていただきます。

ブックスタートは1992年英国で始まり、日本に2000年に紹介されました。赤ちゃんの成長にミルクが必要なように、赤ちゃんの言葉と心をはぐくむためには、抱っこの温かさの中で優しく語りかけてもらう時間が大切だと言われています。そのひとときを通して、赤ちゃんは自分が愛されていることを知り、人を信頼し、人と言葉を介して心を通わせるための基礎をはぐくむということです。これがブックスタートの理念です。保護者が赤ちゃんを抱っこして絵本の読み聞かせを行うということです。

8月31日、一般質問の通告書には7月31日と書いていますが、また1カ月進んで——10自治体がふえています。8月31日現在、国内の669自治体が実施しており、そのうち九州が112自治体です。県内では、佐賀市、伊万里市、武雄市、基山町が実施しています。武雄市の図書館も拝見させていただきましたが、4カ月健診の際に布製バッグに絵本、絵本リスト、武

雄独自の「おひぎでよんで」の冊子・マップ、これは未来課作成のハザードマップだと思います。――などを手渡し、絵本の読み聞かせの指導を行うということです。費用は絵本が1冊800円で、550冊ほど用意しているということです。2人目の赤ちゃんの場合など、同じ本にならないよう3種類用意していて、選んでもらうようにしているということです。

ちょっときょうは何か見本がたくさんありますが、（資料を示す）これを武雄市図書館さんは持って行っていいというふうにしていただきました。これがブックスタートのバッグです。この中に、こういうような状態で入っています。これが「おひぎでよんで」というのが武雄図書館独自でつくった、お母様方へのメッセージというか、そのブックスタートの意味というか、どうして必要なのかということとか、それから、ブックスタートの本の読み聞かせの仕方とか、そういうものが書いてあります。

それから、これが「子育て応援バッグ」と言って、ちょっとイラスト入りで、読んでいても楽しいような感じで、あちこちの、武雄のいろんな病院とか幼稚園とか医療機関とか、そういうものの連絡先とか書いてあります。これも武雄市独自の「おひぎでよんで」というふうな絵本のリストです。こういうものを読んであげたらいいですよというふうな、本の種類をここで選定して書いてあります。「赤ちゃんの好きなもの知ってる」というのが、これがブックスタートで、先ほど言いました――これは言いましたですかね――申しわけありません、これは武雄市です。これがNPOのブックスタートというふうな、イギリスと連携してずっとこれを日本国内に広げているNPOが行っている冊子ですけども、これが139円ということです。武雄市の場合は、これを差し上げてブックスタートをまたさらに広げていこうというふうな感じです。それからこれが一番最初の読み聞かせに使ってほしいという選定した本の1冊です。「いないいないばあ」をまず差し上げているということです。

こういうふうには、お金もそんなにかからなくて、恐らく伊万里市が40万円ということでしたので、武雄市もそんな変わらないんじゃないかなと思います。

次に、伊万里市についてですけども、伊万里市は平成16年から始めています。手遊びを入れたお話し会を毎週木曜日、2回に分けて20組ほど対象に行っています。ゼロ歳児をおひぎに抱っこした保護者と1対1で読み聞かせを行っているということです。

絵本は、NPOブックスタートからの購入で、750円のが490円で購入できるということです。武雄市の場合は、これが800円で購入されておりますけれども、伊万里市は750円のが490円で購入できるということです。NPOブックスタートからの購入だったら、本の会社が、そういう子供たちに本を広めてほしいということがあって、そういうふうに協力しているということです。

それから、外国人にも対応できるイラストアドバイス集を136円で購入して、図書館のパンフレットとともに差し上げているということです。大体520名分ほどで予算も40万円ほどということです。塩田町のほうには、ちょっとボランティアさんのほうにはあんまりお尋ね

する時間がなくて聞いていませんけれども、嬉野町のおはなしボランティアの方はぜひ進めてほしいということで、そういうことがあったらぜひ協力しますということです。

市長どんなんでしょうか、もう今回思い切って、予算もそれほどかかりませんので、ブックスタートをぜひ進めてほしいと思いますけれども、答弁をお願いいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

ブックスタートにつきましては御意見をいただきましたので、早速検討をいたさせたところでございます。その結果として、図書館活動として行ったほうがよいという結論となったところでございます。

議員も一部紹介されましたけれども、絵本の紹介リストを作成し配付するなどして、幼児に対する読み聞かせのお手伝いできればというふうに考えておるところでございます。

今後、ボランティアグループの結成が可能かどうか、市民の皆さん方にお聞きしてみたいと考えております。

また、通常はお母さんが、幼児が本を読む機会をつくっていただければいいわけでございますので、その中でどのような幼児向けの本を読ませればいかと、そういう相談に応じて、そして解決していくような、そういうふうな組織ができればいいのではないかなと、また効果も上がっていくのではないかなというふうに考えておりますので、引き続き担当のほうで今研究をさせておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

今市長は、本のことに関しては差し上げるということはおっしゃらなかったようだけれども、今市長がおっしゃったものは、ことし8月から鹿島が始めたですね、このことをおっしゃっているんじゃないかなと思いますけれども、これは鹿島市も本当予算がなくて、ブックリストを差し上げるということです。ブックスタートというのは、NPOとイギリスとブックスタートを始めたところのネーミングですので、そういうことが名前が使えなくて、鹿島市の場合は「ブックすくすく」と、こういうふうにして図書館の職員さんが頑張っているんですよ。こちら私も欲しそうにしていたのかどうか、これは持って行っていいよということでいただきました。こういうふうに温かい職員さんの気持ちがこもっています。これも手づくりということです。こういうふうには、これも鹿島市でつくられたわけですが、これも絵本のリストですね、こういう感じで。これはお母さん向けのブックリストとい

うことです。お母さんもなかなか社会に接する機会もないし、いろいろ迷うときとか、子供と一緒にこういう本を読んで。これももちろんごらんとおりの手づくりです。こういうふうに書いてあります。ひよこですね、やっぱり赤ちゃんにはひよこというふうな感じで。

「あなたが初めて読んだ絵本は」、ここにかぎ括弧してあります。何々です。どうしても予算がない場合は、図書館の本を借りて、その一番最初に借りた本の名前をここに書くように、してあげるようになっていないかなと思いますけれども、できたら私は、予算があればブックスタート1冊は、最初の本は差し上げていただきたいと思います。

こういう教育とかは、すぐ結果は出ませんが、本の大事さというのは市長御自身がわかっていらっしゃるんじゃないかと思います。

そういうことも含めまして、可能なことでしたらぜひブックスタート、予算がつけば1冊500円もいかない値段ですので、よろしく願いいたします。今回資料をちょっといただいて、たくさん持ってきましたけど。

次に、図書館の施設についてお尋ねいたします。

ここで、ちょっとまず蔵書について、せっかく調べてきましたのでお話しします。蔵書数は、武雄市図書館が16万冊、伊万里市が30万冊、鹿島市の2001年に開館しましたエイブルが14万冊です。嬉野市は塩田図書館が3万8,000冊、嬉野図書館が4万2,000冊です。合わせて8万冊です。佐賀県は読書数において、全国で3番目だということです。トップは滋賀県で、2番目が東京ということです。佐賀県は、ことし「日本一の本読み県に」と、借りた本1冊につき1個、30個たまったら3千円の図書カードなどが当たるスタンプキャンペーンなどを行っています。今、県立図書館でもちょっとお電話でお話ししたんですけども、やっぱりその効果があって、県立図書館で4,000冊が5,300冊になったというふうな感じでおっしゃられています。効果があらわれているということです。さらに図書館先進県を目指しているということです。

嬉野市も、来年は全国図書大会が開催されると聞きます。そのことについて、取り組みとか市長どのように今考えていらっしゃいますでしょうか、来年、全国図書会議が嬉野市であります。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

全国図書会議ですか、ちょっと私承知しておりませんでしたけれども、失礼しました。

（「知っと思ってください。教育長御存じですか、学校図書大会です」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

図書館教育研究大会だと思いますが、（「済みません」と呼ぶ者あり）九州地区だというふうに聞いております。ちょっと情報を得ました。（「で、取り組みとかは」と呼ぶ者あり）

具体的には、学校の図書館担当者あたりを中心にして、そして九州地区のほうに来るわけでございますので、佐賀県の窓口としてこちらのほうに来るといふふうに聞いております、藤津管内にですね。そこで取り扱うということでございますので、内容的にはいわゆる子供たちの読書活動推進計画あたりをベースにして取り組むものと思っております。

嬉野市では、先般嬉野市の子ども読書活動推進計画というのをつくっておりますので、これに基づいて市内の小・中学校ではこれに取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

どうもありがとうございます。

ここに私は、先ほども言いましたけど、本の大切さは市長が一番御存じだと思います。市長の言葉一つで市内の赤ちゃんが心豊かな人生を送れる第一歩を踏むことができますというふうに書いています。ぜひ検討じゃなくて、今すぐしますという言葉을 いただきたいですというふうに書いていますけれども、でも予算の都合上仕方なかったら、よろしく願いいたします。

次に、図書館の設備についてですけれども、特に、嬉野図書館のことですが、乳幼児用のベビーベッドとかサークルとかの要望です。図書館が大きいので、幅広い世代に利用される場合、すべて満足いくことは難しいと考えますが、市民の図書館であり、市民すべてが使い勝手のよい施設でないといけません。乳幼児を持つ若いお母さんなど、なかなか外に出る機会もありますが、子育てで忙しい中にも本を読むことは楽しみであるし、子供に絵本を読んであげたい。子育て中はお金も余り自由に使えません。本を借りるのはすごく助かることだと思います。図書館で本を選ぶときに片手で抱っこするのは大変、重たいし、動くし、ゆっくり選べません。子供をちょっとおろせて安心できる場があればよいのという声がありました。「子供の声がうるさい」とほかの方から言われることにも遠慮して、子供が小さい時期は図書館に行くことをやめたというお母さんもいらっしゃいました。ベビーベッドなくてもよいのですが、周りの方に気兼ねしなくてよい乳幼児の寝転がったりできるようなコーナーが欲しいということです。先ほどの図書館ですけれども、見学させていただいて、武雄市とか伊万里市、それから鹿島もそうですけれども、乳母車が置いてあります。伊万里

は車いすも置いてあります。また、トイレにおむつ交換ができる場所も欲しいということです。先ほど言いました図書館すべて、小さいですけども、トイレの外側でもそういうところを設置してあります。嬉野図書館はありません。塩田、そちらのほうの図書館はちょっとトイレ見ていませんが、小さい子供がゆっくりできるような場所はつくってあります。

このことに関してですけども、小さい乳幼児とかが利用できるような図書館に、今の図書館の状態、それプラスそういう設備が欲しいということですけども、市長どんなでしょうか、お願いいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

図書館の整備につきましては、議員の御意見も十分わかりますし、以前からぜひ必要だということで、先ほどもほかの議員さんの質問にお答えしましたけど、オストメイトのトイレ等も設置しているところがございますので、利用はできると思いますので、そこら辺については係員にお尋ねいただければと思っております。

ただ、子供用のサークルベッドにつきましては、これからまた備品も用意をさせていただきたいと思っておりますので、いろんな御意見をいただきながら整備を進めてまいりたいと思っております。ただ、スペースを隔離するというのが、ちょっと今の状況ではできませんので、将来の課題として、施設の問題等につきましても加えて検討できればというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

嬉野の図書館は、机といすは本当にたくさんあります。その机をちょっと一つどっかどかしてというか、その場所ちょっと3畳ぐらいあるんですけども、そののところにあんまり段差がないようなコーナーをつくったら、もうそこでもいいかなと思っておりますけれども。

それから、市長今オストメイトと言われましたけれども、そのの場所も拝見させていただきました。結構窓をあけるわけにはいかないし、夏はすごく暑いと思うんですよ。何て言うんですか、ぱたんとおろす、あれは子供を抱えて結構大変だと思うんですよ。その利用はなかなかちょっと私は難しいかなと思うんです。小さなおむつをかえるような、本当にどこでもしてあるんですけども、せいぜい50センチか60センチぐらいで、幅がもうこのぐらいでいいんですけども、それはもうやっぱり図書館がそういう公の場で使うものというのはいろいろ制約があると思うんですけども、もう本当にそんなものでいいですよ。ちょっ

と障害者多機能トイレですか、夏は暑いんですよね。だから、あそこに扇風機もあればいいのにねと思いました。それから、ヒーターですか、取り付けてありますよね。あれが壊れているということです。ぜひ夏の間は要らなかったでしょうけれども、これから先寒くなるとぜひ必要だと思います。どうしても仕方ないときはそこになると思いますけれども、もっと若いお母さんにこそ本当に少子化対策というか、もっと子供を産んでほしいと思うようでしたら、本当にお金もそんなにかからないし、そういうところから進めていただきたいと思います。使い勝手のよい図書館とか、そういうことです。

中学、高校生の集中できる場をということを書いています、これはほかの図書館も見せていただきましたけど、塩田はちょうど20席ぐらい2階にあります。本当にいい施設だなと思います。下のほうからもちゃんと監視できるというか、そういう施設ですし、それから鹿島のほうも生涯学習と一緒にしていますので、結構遅くまで使っても窓ガラス越しに生涯学習で利用している一般の方の顔が見えるというか、だけど、ガラスで仕切っていますので、音はそれほど漏れないというか、そういうのがありますし、武雄のほうも、ちょっと2階に上がって、戸がなくて、そういうふうに勉強できる場が分けてあります。伊万里市はもう本当にほかから視察に見えるぐらい立派な図書館ですので、ちょっと離れたところにそういう場をきちんと設けてあります。嬉野のほうも2階を使ってあるということですが、やっぱりもともと図書館利用としてのつくり方じゃないので、ちょっと無理があるかなと思います。

この中高生の集中できるというふうに私ちょっと書きましたのは、正直言って敷地がありますよね、敷地にコーナーちょっと増築してほしいのが本当の気持ちです。そこに注意してもわからないというか、まだ乳幼児ですね、小学校上がる前の児童の使える場所をつくっていただきたいと、正直なところはそこなんです。なかなか大変ということもありますし、恐らく無理と思っていますので、そこは言いませんけど、検討をお願いいたします。

それから、ちょっと回っている間にほかの要望も聞きました。サービスの不公平ということで、塩田図書館のほうは巡回図書館を実施されていると思いますが、市の公用車に200冊ほど乗せて2週間の貸し出しを塩田町のほうの保育園、幼稚園、谷所分校ですか、行っているということです。ぜひ嬉野のほうもサービスの不公平ということがないように、それを取り扱っていただきたいということです。

それから、文化センター、以前もほかの議員さんからありましたが、エレベーターですか、エレベーターがあるに本当にこしたことはありません。私が言いますのは、本当にお金のかからない、もうせめてというふうな感じのお願いです。それでもなかなかしていただけません。

もう1つ要望がありました。階段の昇降機です。市内のレストラン、嬉野町、民間のレストランありますよね。あのいすで文化センターの階段も結構幅が広いので、その設置も可能

じゃないかなと思います。設置料金も入れて59万円、これは私もネットで調べましたが、そのぐらいの価格で済むようです。

ぜひこのことも考えていただきたいと思います。こういうのをつくっていただけたらいいなというふうなボランティアの方たちからの声でした。

そのことについて、一応市長、検討していただけるか、答弁をお願いいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

文化センターにつきましては、議員御発言のように、まだまださまざま改修しなくてはならないということはもう十分承知をいたしております。御承知のように、この建物につきましては数年前に買い取ったばかりでございまして、それ以前は、私どもが敷地は出しておりましたけれども、建物自体はいわゆる厚労省関係の建物でございまして、目的が大体違っておったわけでございまして、それで御承知のように私どもが買い受けまして、今から整備をしようかということでございます。そういうことがございますので、今御意見いただきました件も、十分この整備ができていないというのは承知をいたしております。もともと社会人の文化教養の施設として、使途が限定されておった中で使用をしてきたわけでございまして、今いろんな御意見をいただいておりますので、今後取り組みをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

市長のおっしゃるとおりで、もともとは図書館としてのそういう一般の方が利用するように、すべてに利用できるというふうな感じで作ってありますので、子供たちとか学生が使うにはちょっと不十分な点があるかもわかりません。しかし、一番先に文化センターができたときは、本当によそにないような立派なものでした。その後に伊万里市とか武雄、それから鹿島とか、後からできていますので、その施設にはやっぱり及ばないと思います。できる限り今の施設の状態で、今の子供たちとか使いやすいように改善をしていただきたいと思っております。

それでは、次に政策形成についてお尋ねいたします。

政策形成について、地方自治法の改正により、市民の意見を反映した政策導入も必要になってきたと思われれます。市長におかれましては、市長就任以来、歓声が聞こえる嬉野市を目指し、各地域に出向き、市民との対話集会を実施されてきています。市民の声を聞き、市民の求めるものにこたえ、政策を打ち出していこうとされるその姿勢は評価されるべきですが、

その就任当初、対話集会においての市民の方々からの要望や意見など、どのようなものがあり、どのように対処なさったのか、政策に取り入れられたことがおありなのか、具体的にお示しいただきたいと思います。そのほか、職員提案制度も嬉野市条例の中にありましたので、出させていただきます。

それから、パブリックコメント、パブリックコメントは旧嬉野町のときに県内初ということで、すごいなと思いました。このこともどういうふうに機能しているのか、ちょっと私の今知る限りはわかりません。のほほんボックス、庁舎内に設置してありますけれども、そういう声を取り入れるということで、その中で政策に反映させた実績はおありなのかどうか、お教えいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる政策の決定ということにつきましては、まず基本は、総合計画の尊重ということにあると思います。それとまた、この議会の御意見の尊重ということが2つの柱だというふうに思っております。しかし、総合計画自体が、いわゆる市民参加の形でつくらせていただいておりますので、そこらにつきましては、議員御発言のように、やはり市民の意見を生かしながら市政を運営していくというのも基本的な柱として持つておかなければならないというふうに考えておるところでございます。

それでは、まず個々のご指摘ですけれども、対話集会につきましてはいろいろな御意見が出ております。主には、やはり市道とか水路の整備でございますけれども、特に、市になりましたからお願いしました乳幼児医療費の問題につきましては、いろんなところでいろんな団体からお聞きしましたので、取り入れをさせていただいたと、これは議会のほうでも御承認をいただいたというふうに思っております。その他多くの施策につきましては、引き続き取り組みをしておるところでございます。

それと、パブリックコメントにつきましては、法に従って合併後も何件が行っておりますので、そこらにつきましては、また担当のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

それと、のほほんボックスにつきましては、本当にいろいろな御意見をいただいております。やはり一番多いのは、やはり私どものいろいろな行政に対するいわゆる御指導といいますか、いろいろな御意見も多うございますし、また提案もたくさんございます。そこらにつきましては、ほぼ議員さんがいろいろなことにお聞きなされることと非常に似通っているのではないかなというふうに思っております。

例えば、今お話がありましたような施設の問題ですね、以前お話がありました、例えば、施設の整備の問題とか、そういうふうな意見も本当に多うございますし、またあるときは業

務に来られて、いわゆる俗に言うたらい回しをされて非常に不愉快だったとか、そういう厳しい御意見もございます。

それとか、いい意見としては、例えば、非常に困り事で来たけれども、対応がよかったとか、もちろんそういうお褒めもございますけれども、多くはいろんな御意見をいただくという機会があるわけございまして、非常に貴重な、一応提案の中身としては受け取っておるところでございます。のほほんボックスに入りましたものにつきましては、いろんなところであるわけでございますが、すべて回覧をいたしまして、私のところに参りますし、また担当課には用件があれば指示をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

ちょっとネットとかで見えていますと、ちょっとどこの市だったかは覚えていませんが、その意見書みたいな内容を、それに名前はやっぱり意見書とか書きませんよね。それであっても行政のほうが適切に回答をしているというのがありました。だから、そういうのも本当に必要だと思うんですよ。なかなかそんなのは答えられないとかというのものもあると思うんですけれども、やっぱり情報公開とか、そういう姿勢というのはすごく大切だと思います。職員提案制度とかというのはどういうものなんでしょうか、ちょっとネットでそれも見たんですけど、教えていただけますでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆるネットのことでございますけれども、いろんな御意見が私どもに直接来る場合もございますし、また県のほうにも直接行く場合もございます。それで、お名前等がはっきりわかって、先方が御了解いただける分につきましては、直接御返事をいたしております。また、匿名であっても、いわゆるお答えが必要だという場合につきましては、先般もございましたけれども、県のほうのネットで回答してほしいということでございましたので、回答を差し上げたということでございますので、いろんな形で返事を出したほうがいいなということにつきましては返事を申し上げているということでございます。職員の提案書につきましては、もう常時受け付けておるわけございまして、いろんな政策その他につきましても担当部からまた上がってまいりますし、また直接職員から聞くこともございますので、そういう点でできるだけ生かしていけるようにしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

市内の大きな旅館さんですけれども、1カ月に1回か、ある従業員の方からの意見を聞く場を設けて、そして、いい意見には賞を差し上げるとか、そしてそれを取り入れるとか、やっぱりそういうふうには、上の幹部だけじゃなくて、自分の意見も通るんだということがあれば、本当に仕事とかも張り合いがあると思います。その辺でも、なかなか意見を形にするのも大変かとも思いますけれども、ぜひそのところも取り上げて市政に生かしてほしいと思います。

次に、ふるさと納税について、またお尋ねいたします。

昨日のほかの議員さんからも出ておりましたが、制度開始から4カ月ほどたっています。現在の状況は、多久市が40件あって、金額が270万円、それから、トップは唐津市で36,400千円、これは35,000千円が千葉の化粧品とか健康会社の社長の大きな大口のあれで、どうしてもトップというのは仕方ありませんけども。2番目が3,300千円の佐賀県のことですね、それから3番目が多久市で2,700千円ということですから、この多久市のほうが40件あって2,700千円って、あっ、すごいなと思うんですけれども、これは多久聖廟が300年祭ですか、そちらのほうで集中してこれをしますからこれにというふうな感じで申し込みを受け付けたと思うんですけれども、嬉野市は2件だったですかね、新聞で見ましたところは、2件あった時点では40千円となっていました、その後どんなでしょうか、ふえていますでしょうか。

○議長（山口 要君）

企画・企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（三根清和君）

お答えいたします。

新聞報道でもありましたように、本市のふるさと応援納税については2件の40千円ということでございます。この報道があった後の状況ですけど、問い合わせが1件あって、その申込書を今送っているところです。納税はまだあっておりません。

以上です。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

多久市さんみたいに、目的をちょっと1つにしたほうが、そういう受付もいいんじゃないかなと思いました。それから、今まででももちろんあったと思うんですけれども、市内の寄附金とかという場合は、税金の控除とか、そういうことに関してはどういうふうになるんで

しょうか、済みません、ちょっと聞いてみたいなと思って。

○議長（山口 要君）

企画・企業誘致課長。

○企画・企業誘致課長（三根清和君）

お答えいたします。

今回の税法改正になっている分については、この納税ということで、寄附金控除の対象が広げられたということになります。

一般に寄附をしいただくものがございます。例えば、子供たちに本を買ってくださいますとか、福祉のために役立ててくださいというのはありますけれども、それについては税法上の控除というのはなくて、普通の寄附としてちょうだいするという形になります。

以上です。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

ふるさと納税の予算をかけて取り組んでいるのもいいと思うんですけども、税金がやっぱりちょっとよそに行かないようにというか、行政の職員さん、前回の3月議会でも申しましたが、地域コミュニティーのところでも申しましたけれども、きのうの一般質問の中でも15名の方が、行政職員さんのほうが市外から通っていらっしゃる。そういうのも、やっぱり交通費も出ていたりしているんでしょうか。そういうところからも——もちろん状況はいろいろあると思います。今後新幹線とかも嬉野のほうに、そういういろんな事業もありますし、ますます市外からとか、そういうことがちょっとなきにしもあらずということを思います。やっぱり市民も一生懸命そういうことも頑張りたいと思う前に、行政職員さんの姿勢のほうから、市長のほうから将来に向かって、嬉野市のほうに住んで——行政職員さんに、今外から通っていらっしゃる方にもぜひ指導とかもお願いしたいと思っておりますけれども、そういうことに関して市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

当然、私ども現在募集をする場合は、居住地の指定も行っているところがございます、その後やはり家庭の事情がございます、いわゆる市外に住まざるを得ないということでございます。ただ、そういう職員につきましても、やはりこの嬉野市を一番大切に思ってくれるように指導をしておりますので、いずれは戻ってくると期待をしております。またこの前の議会等でもいろんな御意見もあっておりますので、そこらについては職員も理解をして

くれるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

そうですね、短期雇用の方とか臨時の方はちょっと除いても、嬉野のほうにアパートもあいていますし、ぜひ嬉野のほうに住んでいただいて、定住化意識、促進を市長のほうにお願いしたいと思います。していただきたいとお願いしたいと思います。

あとは、まちなかの清掃についてと女性・子ども家庭支援センターについてですけれども、まちなかの清掃については、ほかの議員さんもおっしゃいましたので、さほど申し上げることもございませんが、一般質問出した後でも街路樹とか、何と言うんですか、街路樹の下のお茶とか、本当にあの辺雑草がすごくて、市民の方からも、最近ちょっと合併してから悪くなったねみたいな感じでよく聞きました。今、ここ何日か前から結構きれいになっていすけれども、あと、ことしは夏に雨が降って、特に雑草も多かったと思うんですけれども、ちょっと派遣になってから、やっぱり派遣制度を利用してから職員さんが減ったせいもあるのか、前は町の中、観光地でありますから、市の軽トラックでよく掃除してもらって助かっていた部分はあるんですけれども、やっぱりその姿が見えなくなりました。そういう人が減った分、その辺も前よりなくなったとかなっているんでしょうか。その辺どんなんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言された市街地の清掃につきましては、一応確保はいたしております。それで、以前と同じように回ってもらっているわけですが、以前からお話ししておりますように、今度また温泉公園等がふえましたし、管理する場所が非常に多くなってきているということでございます。

そういうことで、頻度が少なかったのではないかなと思っておりますので、そこら辺については今後鋭意検討をしていきたいと思っております。

もう1つは、以前の議員さんでもお話いただきましたけど、今回特にやはり、もちろん私どもでございますが、私どものほうにいろんな苦情の電話がありましたけど、やっぱり県道、国道の維持管理が非常におくれていると、これはもう予算の問題もあると思います。そういうことで、市道も一緒じゃないかとか、市の管理もそうじゃないかというふうなことでおっしゃっておりますけれども、今そういうものも取りまとめて、県のほうにも国のほうにも伝

えるようにいたしておりますので、相まって何とか努力していければというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

そうですね、里親制度についてもお尋ねしたかったんですけども、里親制度についてちょっとお尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

できましたら、将来ぜひお願いしたいと思っておりますけれども、これはある程度地域とか、それから距離を決めて、清掃保存といいますか、整備とか、そういうものをお願いできたらというふうに思っております。

ただ、昨日もお答え申し上げました、やはり事故というものが考えられますので、できるだけ事故の危険性がない清掃とか、そういうもので御協力をいただければと思っておりますので、それを一応私どものほうでまとめて、またどういふふうなことでお願いしたらいいのかということで、市民の方にもお願いをしてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

金額が七万幾らとかと、ちょっと新聞に載っていましたがけれども、それはちょっとどのような感じで使えるのでしょうか。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

9月号の市報で、市内の道路公園、公衆トイレの里親募集をしております。これは、人にやさしいまちづくり事業の一環として、地域の住民団体の皆さんと一体となって、地域の環境美化を図る里親制度というふうなことで、市と委託契約を結んで、金額といたしましては77千円程度、掃除用具とかごみ袋、そういったのを支給するというふうな制度でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

これは1年間で、それから保険とかそういうものもあるのでしょうか。1年間ですか、どんなふうに、ずっとですか。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

制度としては1年ではないと、決めた年数ということではありますが、その補助金としては、初年度に道具とかごみ袋、そういったのは初年度分だけというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

そういうような制度もいいんですけれども、苦情が行政のほうに行かないようにというか、そういうのもちょっと考える人もいるみたいなんですけれども、お互いにボランティアとか、あの人はあそこをしているから、思うたように掃除できたらんよねと、あの人に言えばよかよねとか、何かそんなふうで結構受ける人も少ないんじゃないかなと思いますけれども。

私がちょっと考えましたのは、ごみ拾い条例とか、気づいたらごみを拾う、捨てないとか、そういう条例もつくったらいいんじゃないかなと思いますけれども、それとか、あと自分の家の周りですね。国道とか広い道路伝い、向かい側にほかの方の建物とかない場合は、ちょっと向かい側までごみを拾って気がけるとか、そういう条例をつくってもいいんじゃないかなとも思いました。

そういうことに関しては、市長どんなお考えでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

それはいろんなところでポイ捨て条例とかつくっておられますので、可能だと思いますけど、しかし、条例でできるようななら、できなくてもできるんじゃないかなと思いますし、要するに、条例でお願いするようなことなのかなというのが一つはあると思います。

やっぱり今回、犬を飼わなくなったときの条例をお願いしておりますけれども、やはり公衆衛生上非常に問題があるとか、いろんなことがあって今回お願いをしていると思います。

そういうふうなことはまた別の問題で、なるべく地域環境を整備していただくというのは、できましたら、そのボランティアといいますか、御好意でお願いできたら一番いいのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

はい、わかりました。そういうボランティアで、私もそうですけれども、時間があつたら本当したいと思うんですけれども、なかなか生活が厳しくなると、ボランティアのほうにまで力が持っていけないのはたしかです。

最後に、ちょっと本当に時間かかって申しわけありません。1つ、女性・子ども家庭支援センターについてです。6月議会で市長にお尋ねしましたけれども、どんなところが今ある施設で、その事業に使っていいと思っていच्छゃいますかということをお尋ねしたと思うんですけれども、その件について再度お尋ねします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

私としても、ぜひ必要な施設であろうと思っております。

ただ、市有の財産ですね、要するに、私が持っております建物、そういうものにつきまして今後検討をしていきたいと考えているところでございますが、いろいろまだまだ今回も行いましたけど、またいろんな組織も変えていきますので、そういう中でスペースが確保できればいいのではないかなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

まだはっきりしていないということですね

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ぜひ市有の施設の中で取り組んでいきたいと思っておりますが、まだどこということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

先ほども言いましたように、乳幼児とか、そういうお母さんたちにも使いやすいような、ぜひそういう施設をお願いしたいと思います。皆さん退屈なさらないような質問をというふうに言っていましたが、長いことかかって失礼いたしました。これで私のきょうの一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（山口 要君）

これで秋月留美子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後4時36分 散会